

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年12月8日

【発行者名】 シュロージャー証券投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 カルロ・トラバトーニ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 山木 龍太郎

【電話番号】 03-5293-1320

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 シュロージャー・コモディティ・ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

シュロージャー・コモディティ・ファンド

(以下、「当ファンド」または「ファンド」ということがあります。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・振替内国投資信託受益権(以下「振替受益権」といいます。)

当初元本は1口当たり1円です。格付けは取得しておりません。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

買付申込日の翌営業日の基準価額

「基準価額」とは、ファンドに属する有価証券等を時価評価して得たファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をその時の受益権総口数で除した1口当たり(便宜的に1万口当たり)で表示されることがあります。)の純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

日々の基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「コモディ」として掲載されます。なお、下記においてもご照会いただけます。

- ・販売会社
- ・シュロージャー証券投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」または「委託者」といいます。)

### (5) 【申込手数料】

発行価額(買付価額)に販売会社が定める3.15%(税抜3.00%)以内の率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「税抜」の税とは、消費税および地方消費税に相当する金額(以下、「消費税等相当額」といいます。)を示します。

自動けいぞく投資コースを選択した投資者が収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

**（6）【申込単位】**

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

**（7）【申込期間】**

平成21年12月9日から平成22年6月8日まで

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**（8）【申込取扱場所】**

申込取扱場所（販売会社）については、後記「照会先」にお問い合わせください。

**（9）【払込期日】**

買付申込者は、原則として買付申込日より起算し6営業日目までに、申込代金を販売会社に支払います。

（販売会社の別に定める方法により当該期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。）

各買付申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**（10）【払込取扱場所】**

買付けの申込みを行った販売会社の申込取扱場所（前述「(8)申込取扱場所」をご参照ください。）

**（11）【振替機関に関する事項】**

ファンドの振替受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**（12）【その他】**

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他規則にしたがって支払われます。

なお、振替受益権は、振替機関等の振替口座簿への記載または記録により定まります。

[振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録]

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込

者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

[振替受益権の振替口座簿への減少の記載または記録]

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が換金の申込みを行うときは、振替受益権をもって行うものとし、

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

「シュロージャー・コモディティ・ファンド」（以下、「ベビーファンド」ということがあります。）は、主としてシュロージャー・コモディティ・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資し、信託財産の長期的な成長を目的として積極的な運用を行います。

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社との合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、社団法人投資信託協会の定める商品分類上、追加型投信 / 海外 / その他資産（商品先物）に属します。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券 不動産投信
追加型投信	海外	その他資産 （商品先物）
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 追加型投信

一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

#### 海外

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### その他資産（商品先物）

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に商品先物を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回  年4回	グローバル (日本を含む)  日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)  年12回 (毎月)	北米  欧州  アジア  オセアニア	ファミリーファン ド	あり ( )
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (商品先物))	その他 ( )	アフリカ  中近東 (中東)		なし
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

#### その他資産（投資信託証券（商品先物））

目論見書又は投資信託約款において、マザーファンドを通じて主として商品先物に投資する旨の記載があるものをいいます。

#### 年2回

目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

#### グローバル（日本を含む）

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### ファミリーファンド

目論見書又は投資信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

#### 為替ヘッジなし

目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、「社団法人 投資信託協会」のHP (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

## （２）【ファンドの仕組み】

### ファンドの仕組み

- ・ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ・マザーファンドを通じて、主に有価証券に投資する投資信託証券<sup>（注）</sup>への投資を行い、コモディティ市場に実質的に投資します。

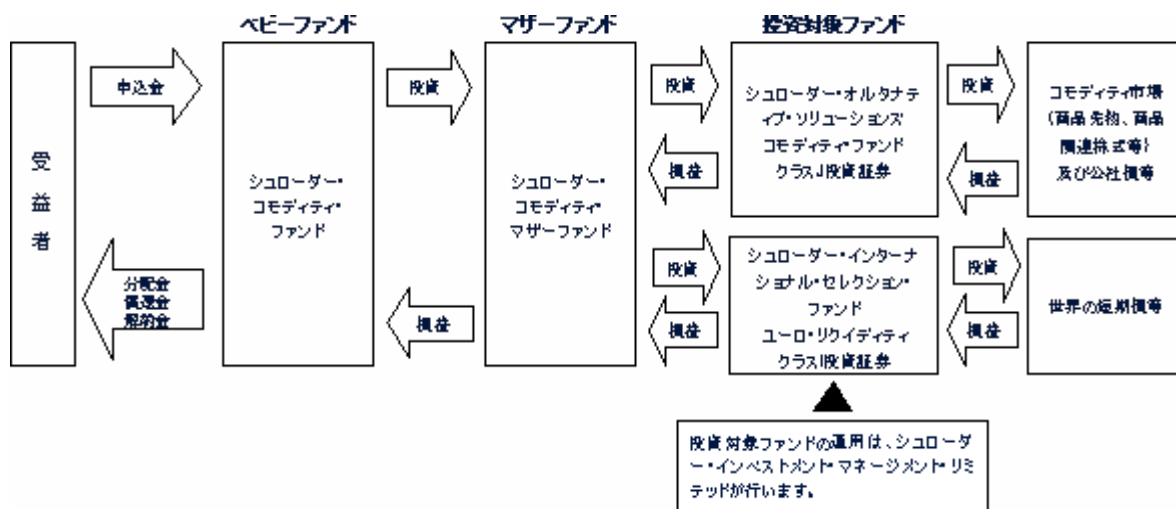
（注）マザーファンドが主要投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）は以下となります。

- ・ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人「シュロージャー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド クラスJ投資証券」
- ・ルクセンブルグ籍ユーロ建て外国投資法人「シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券」

投資対象ファンドは、委託者の判断により、変更することがあります。

- ・マザーファンドにおける指定投資信託証券の投資割合は、原則として「シュロージャー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド クラスJ投資証券」への投資割合を高位に保ちます。

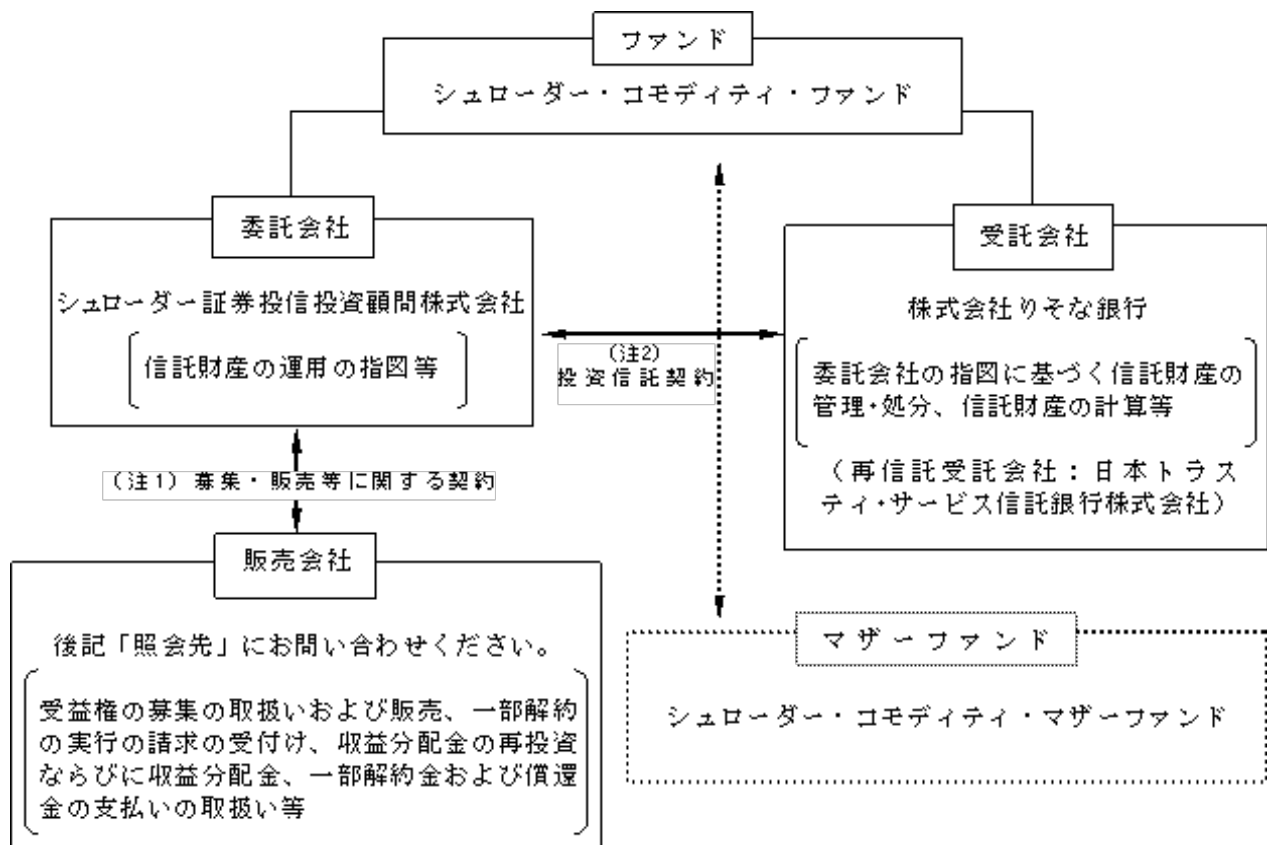
主として有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く）に投資する投資信託証券です。また、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券です。



投資対象ファンドは、委託者の判断により、変更することがあります。

## ファンドの関係法人

	名称	運営上の役割
委託会社	シュロージャー証券投信投資顧問株式会社	信託財産の運用指図等を行います。
受託会社	株式会社りそな銀行 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。
販売会社	後記「照会先」にお問い合わせください。	受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。



## (注1) 募集・販売等に関する契約

販売会社と委託会社との間で「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）が締結されます。

受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

## (注2) 証券投資信託契約

受託会社と委託会社の間で「シュロージャー・コモディティ・ファンド投資信託契約書」が締結されます。

信託財産の運用方針、運営方法に関する事項、委託会社、受託会社および受益者の権利義務に関する事項、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。



## 委託会社の概況

1. 資本金の額 490百万円（平成21年12月8日現在）

### 2. 沿革

昭和60年12月10日 (株)シュロージャー・インベストメント・マネージメント設立

平成3年12月20日 シュロージャー投信株式会社設立

平成9年4月1日 シュロージャー投信株式会社と(株)シュロージャー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュロージャー投信投資顧問株式会社設立

平成19年 4月 3日 シュロージャー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

### 3. 大株主の状況

(平成21年12月8日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
シュロージャー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー(注)	オランダ アムステルダムZX1077 7F アトリウム 3105 ストラウインスキールン	9,800株	100%

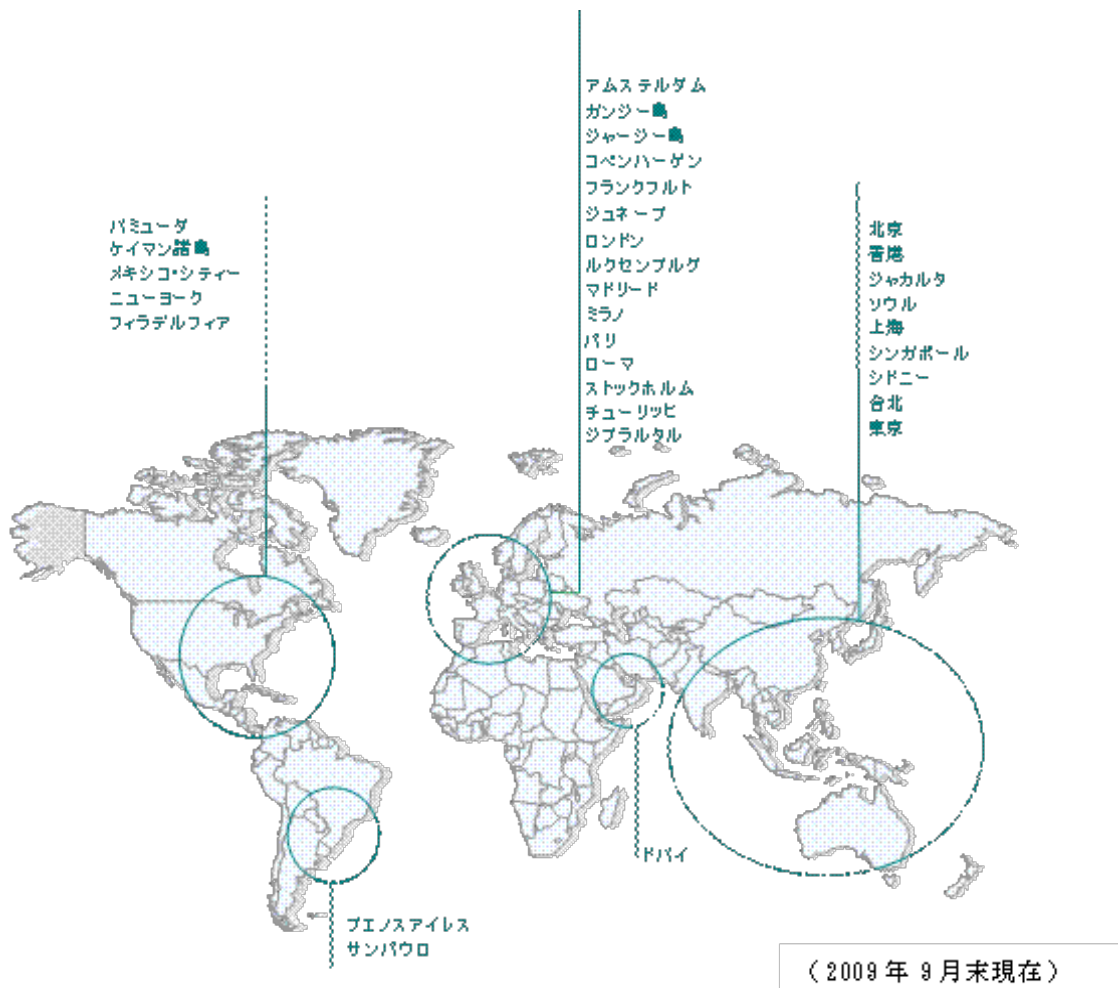
#### (注)シュロージャー・グループの概要

ロンドン証券取引所上場のシュロージャー・ピーエルシー傘下のシュロージャー・グループは、1804年に英国で創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置き、グローバルにオフィスを展開しています。なお、運用総資産額は約18.0兆円（2009年6月末現在、1英ポンド=158.90円で換算）にのぼります。

日本では、1985年に(株)シュロージャー・インベストメント・マネージメントを設立し資産運用業務を開始しました。また1991年にシュロージャー投信株式会社を設立、1997年4月には両社が合併し、シュロージャー投信投資顧問株式会社となりました。また、2007年4月に商号を変更し、シュロージャー証券投信投資顧問株式会社となっております。

シュロージャーと日本との関係は大変深く、明治政府が発行した日本最初の外債「九分利付英貸公債」（100万ポンド、明治3年発行）の引受主幹事を務め、また1923年の関東大震災の後も、政府が発行した外債の引受を行い、震災地域の復興に深く関わりました。

## シュローダー・グループの主要拠点



## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### <投資態度>

主として、シュロージャー・コモディティ・マザーファンド受益証券に投資を行います。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、商品先物取引（商品先渡し取引を含む、以下同じ）および商品に関連する株式等に実質的な運用を行うため、主として公社債等へ投資するとともに、世界のエネルギー、金属、農産物等コモディティ関連デリバティブに投資する投資信託証券と、海外の債券等に投資する投資信託証券への投資を行います。

実質外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## &lt;ファンドの特色&gt;

## ファンドの特色

**1** 中長期的に価格の上昇が期待されるコモディティ\*市場に実質的に投資します。

コモディティ市場は、中国・インドなどの新興国の成長や地球温暖化によるグローバル経済の構造的変化により、注目を集めています。

エネルギー、金属、農産物の商品先物、関連株式を実質的な主要投資対象とします。

\*コモディティとは、エネルギー、金属、農産物などの各種商品を指します。

**2** コモディティへの投資にあたっては、コモディティのアクティブ運用に精通した、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが運用します。

コモディティへの投資にあたっては、トップダウン・アプローチによる資産配分とボトムアップ・アプローチによる個別コモディティ分析の2つの観点から規律あるリスク管理のもと運用を行います。

## コモディティとは？

- 「コモディティ」とは、エネルギー、金属、農産物などの各種商品を指します。
- 「エネルギー」、「金属」、「農産物」が代表的商品になります。
- あらゆる製品の生産に必要な不可欠な原材料であり、日々の生活にとって重要な資源になります。
- コモディティ市場に対する投資方法としては、商品先物を通じての投資が最も一般的です。



エネルギー…原油、ガソリン、天然ガスなど



産業用金属…銅、亜鉛、ニッケル、アルミニウムなど

貴金属…金、銀、プラチナなど



農作物…小麦、とうもろこし、大豆、米、サウキビ、コーヒーなど

畜産物…牛、豚、鶏、牛乳など

## コモディティ市場への投資方法

## 現物

現物の購入に伴う保管、コストの制約から、原油や小麦をそのまま持つておくことは困難。

## 商品先物

「1年後に原油をいくらで売る」といった将来のある時点での売買契約を結びます。ほとんどの商品先物は米ドル建てで取引されています。

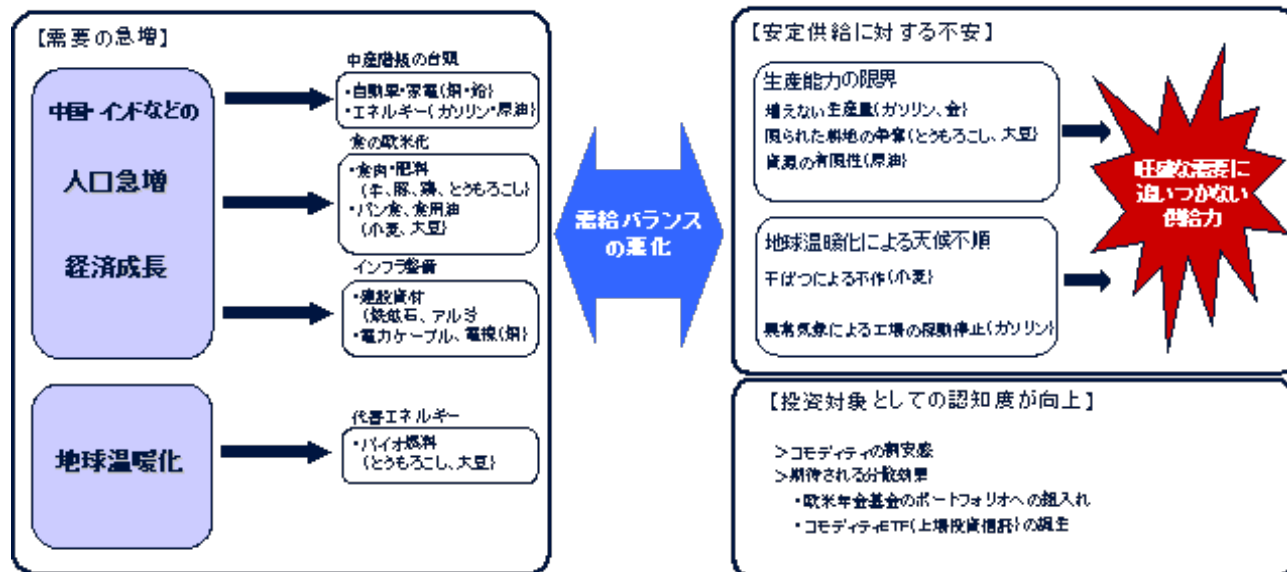
⇒ 最も一般的で、市場の流動性もあります。

## 関連企業の株式

先物が上場されていない商品への有効な投資方法の一つでもあります。ただし、コモディティ自体の価格動向とは別に、企業の業績、経営状態などによる影響を受けることもあります。

## コモディティをとりまく環境

- 現在、「コモディティ」のコモディティ相場を支える要因は、①需要の急増、②安定供給に対する不安、③投資対象としての認知度合い向上、といった点にあります。
- このような需給構造の過激は当面緩和されそうになく、コモディティ価格上昇を歯止めする環境は中長期的に続くと思われます。



## なぜコモディティ？ - エネルギー -



- 世界の原油需要は、中国・インドが牽引役となり急増、今後も着実に増加すると予測されています。
- 景気動向により原油などのエネルギー需給が緩和することはあるものの、中長期的には需要が供給を超える状況が継続すると見込まれています。

## なぜコモディティ？ - 金属 -



- 近年、中国など新興国の重工業化が進み、自動車、家電などに使用される銅やアルミなどの金属需要が急速に高まり価格も上昇を続けています。
- 新興国におけるインフラ投資は急増しており、更なる金属需要の拡大が期待されています。
- インフレ懸念が台頭する中、インフレ・ヘッジの手段として金の価値が見直され、金価格の上昇が進行しています。

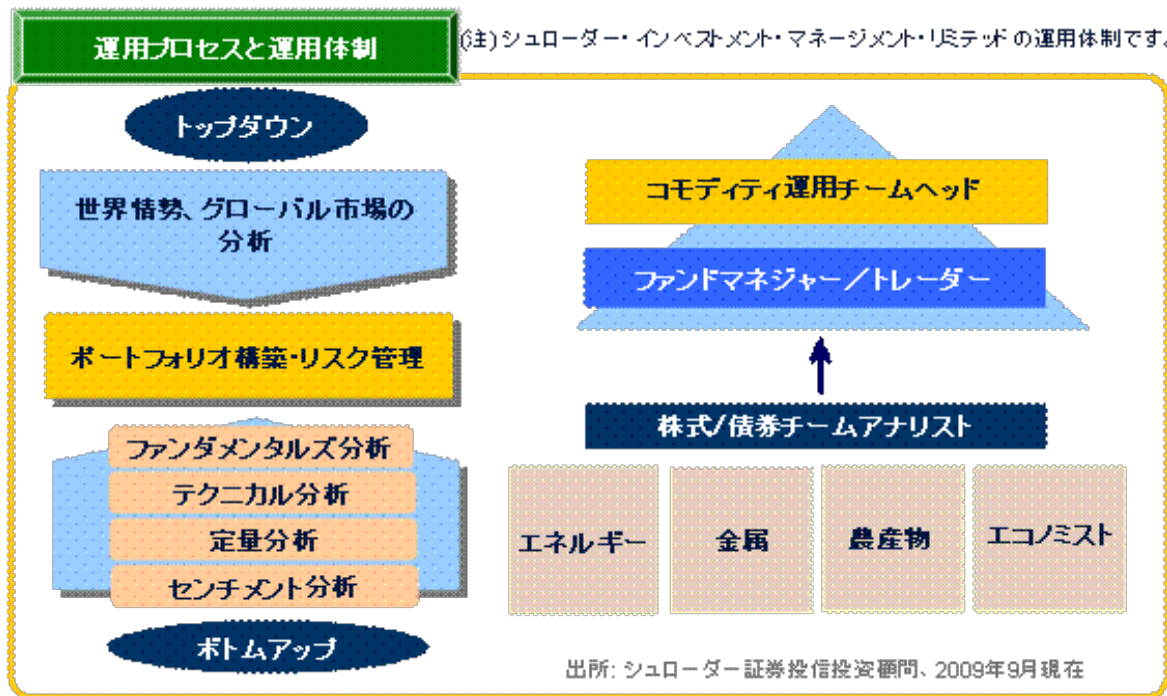
## なぜコモディティ？ - 農産物 -



- 新興国での人口増加、食の欧米化による畜産用飼料向け需要の拡大などにより、農産物需要は増加し続けています。
- 一方、耕作面積は急速には増えないこと、世界的な異常気象などにより、供給が需要の増加に追いつかない状況が続いています。
- 世界的に穀物需給はひっ迫傾向にあり、中長期的にその傾向が続くものと思われます。

## シュロージャーのコモディティ運用

- コモディティへの投資にあたっては、コモディティのアクティブ運用に精通した、シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが実質的に運用します。
- シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが、当ファンドのマザーファンドの投資対象である「シュロージャー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド クラス」投資証券」の運用を行っています。
- コモディティへの投資にあたっては、トップダウン・アプローチによる資産配分と、ボトムアップ・アプローチによる個別コモディティ分析の2つの観点から、規律あるリスク管理のもと運用を行います。



上記の運用体制等は、今後、変更となる場合もあります。

シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（所在地：ロンドン）は、シュロージャー・グループの英国における投資運用部門として、1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行っています。同社はシュロージャー・グループのネットワークを活かし、世界各地のアナリストの企業調査に基づいて銘柄を発掘します。

上記<ファンドの特色>に関するコメントは、シュロージャー証券投信投資顧問が作成したものであり、信頼できると判断した情報に基づき構成されておりますが、内容の正確性あるいは完全性については、これを保証するものではありません。また、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。当該記載内容は、作成時点のものであり、市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。

## &lt;参考：マザーファンドの投資態度&gt;

商品先物取引（商品先渡し取引を含む、以下同じ）および商品に関連する株式等に実質的な運用を行うため、主として公社債等へ投資するとともに、世界のエネルギー、金属、農産物等コモディティ関連デリバティブに投資する投資信託証券（シュロダー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド クラスJ投資証券）と、海外の債券等に投資する投資信託証券（シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券）への投資を行います。

当該投資信託証券は、運用資産総額の50%超を有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）に投資するものとし、商品先物取引の投資ポジションはファンドの実物資産の範囲内とします。

指定投資信託証券への投資割合については、委託者が市況動向および資金動向等を勘案して決定するものとし、原則として、主として公社債等へ投資するとともにコモディティ関連デリバティブに投資し、商品先物取引および商品に関連する株式等に実質的な運用を行う投資信託証券（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券）への投資比率を高位に保ちます。

外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。

別に定める指定投資信託証券は、委託者の判断により、変更することがあります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた時ならびに指定投資信託証券が償還あるいは当該指定投資信託証券の純資産額の規模が著しく減少した時には、上記のような運用ができない場合があります。

## &lt;参考：指定投資信託証券の概要&gt;

## 1. シュロダー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド クラスJ投資証券

ファンド名	Schroder Alternative Solutions Commodity Fund Class J (シュロダー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド クラスJ投資証券)
形態 / 商品分類	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / オープン・エンド型
表示通貨	米ドル
運用の基本方針	主として公社債等へ投資するとともに、世界のコモディティ関連デリバティブへの投資を行い、長期的な投資信託財産の成長を目指します。原則としてベンチマークは設定せず、積極的に運用します。
主な投資対象	主として公社債等へ投資するとともに、世界のエネルギー、金属、農産物等コモディティ関連デリバティブを投資対象とします。投資にあたっては、コモディティ関連の先物取引やスワップ取引、仕組債、株式や社債、転換社債、ワラント債等にも投資を行います。限定的に外貨や預金等短期金融商品に投資する場合があります。 投資にあたっては、運用資産総額の50%超を有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）に投資するものとし、デリバティブのポジションはファンドの実物資産の範囲内にとどめ、全体としての投資ポジションはレバレッジをかけません。

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券取引市場に上場されていない証券については、投資比率を純資産の10%以内とします。</li> <li>同一発行体による同性質の証券については、投資比率を純資産の10%以内とします。</li> <li>同一発行体による証券については、投資比率を純資産の20%以内とします。</li> <li>ただし、OECD加盟国およびその地方自治体、国際機関等の発行する債券は除きます。</li> </ul>	
管理報酬等	管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等として、0.23%程度がファンド純資産より徴収されます。	
投資運用報酬	無し	
決算日	9月30日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュロージャー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルグ)エス・エイ
	投資運用会社	シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保管会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

## 2.シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券

ファンド名	Schroder International Selection Fund EURO Liquidity Class I (シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券)
形態 / 商品分類	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / オープン・エンド型
表示通貨	ユーロ
運用の基本方針	主として、ユーロ建ての高格付け短期確定利付証券への投資を通じて、元本の保全と流動性の確保を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が12ヶ月以内であること(付随する金融商品を考慮に入れる)、もしくは採用金利が少なくとも年に一回調整されるものを前提とします。
主な投資対象	主としてユーロ建ての高格付け短期確定利付証券へ投資します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一発行体による譲渡性証券および短期金融商品については、投資比率を純資産の10%以内とします。</li> <li>同一機関による預金については、投資比率を純資産の20%以内とします。</li> <li>同一発行体による譲渡性証券または短期金融商品への投資比率が純資産の5%を超過する場合については、そのような発行体への投資総額を純資産の40%以下とします。</li> </ul>
管理報酬等	管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等として、0.06%程度がファンド純資産より徴収されます。



投資運用報酬	無し	
決算日	12月31日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュロージャー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルグ)エス・エイ
	投資運用会社	シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保管会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

日々の純流出入額がファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、ファンドの基準価額の調整が行なわれることがあります。

上記は平成21年12月8日現在における投資対象とする投資信託証券です。投資対象とする投資信託証券については、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

## (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - ロ.金銭債権
  - ハ.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ.為替手形

有価証券の指図範囲(運用の指図範囲等/信託約款第17条第1項)

委託者は、信託金を、主としてシュロージャー証券投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「シュロージャー・コモディティ・マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券信託の受益証券に限ります。)
- 5.外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻し条件付きの買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

### 金融商品の指図範囲（運用の指図範囲等 / 信託約款第17条第2項）

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、公社債の借入れの指図および資金の借入を行うことができます。（詳細は後述「(5)投資制限」をご参照ください。）

### <参考：マザーファンドの投資対象>

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．金銭債権
  - ハ．約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

### 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として別に定める指定投資信託証券 ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券信託の受益証券に限ります。）
5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

「指定投資信託証券」とは、次のものをいいます。

ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人「シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ  
コモディティ・ファンド クラス」投資証券」

ルクセンブルグ籍ユーロ建て外国投資法人「シュローダー・インターナショナル・セレクション・  
ファンド ユーロ・リクイディティ クラスⅠ投資証券」

#### 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### その他の投資対象と指図範囲

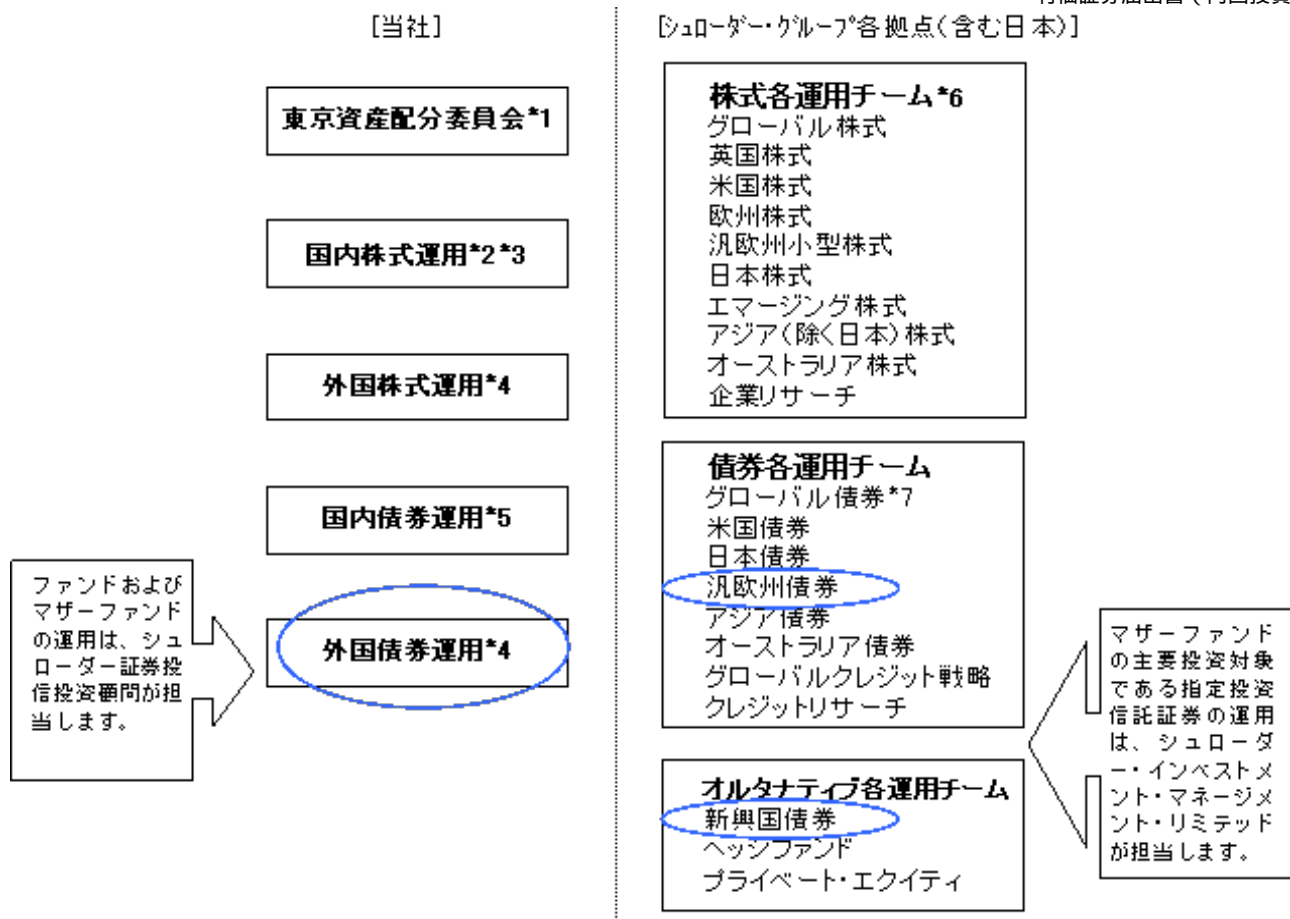
外国為替予約取引の指図、公社債の借入れの指図を行うことができます。（詳細は後述< 参考：マザーファンドの約款で定める投資制限 >をご参照ください。）

### （3）【運用体制】

#### 運用体制

シュローダー証券投信投資顧問（外国債券運用担当）がファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

運用にあたっては、「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体の運用体制を示しています。）で臨みます。



#### 意思決定に携わる各種委員会等の決定事項

- \*1 国内投資信託の資産配分方針を決定
- \*2 銘柄検討会議にて個別銘柄およびレーティングの議論、モデルポートフォリオ構築会議にてモデルポートフォリオの構築およびポートフォリオのリスク管理
- \*3 国内投資信託の運用指図
- \*4 国内投資信託の運用指図
- \*5 日本債券投資委員会において、各戦略の決定および国内債券モデルポートフォリオの構築、国内投資信託の運用指図
- \*6 個別銘柄選択等の投資判断を行い、ポートフォリオを構築
- \*7 グローバル債券モデルポートフォリオ会議において各地域の戦略を統合し、グローバル債券モデルポートフォリオを構築

#### 内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

### 受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

なお、上記の運用体制等は、今後、変更となる場合もあります。

なお、運用体制等は、今後、変更となる場合もあります。

### （４）【分配方針】

毎決算時（毎年3月10日および9月10日、ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。（第1期決算日は平成21年3月10日となります。）

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入<sup>（注1）</sup>と売買益（評価益を含みます。）<sup>（注2）</sup>等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が上記の範囲で、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
4. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（注1）利子・配当収入とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（注2）売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、原則として分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### （５）【投資制限】

<約款で定める投資制限>

投資信託証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の指図（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

デリバティブの直接利用は行いません。

投資信託証券および短期金融商品以外への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

投資信託証券および短期金融商品以外への直接投資は行いません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第20条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款第21条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第22条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入（信託約款第28条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約の支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じ

る場合を含みます。)の指図を行うことができるものとします。

2. 委託者は上記1.の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
3. 委託者は上記1.に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。
4. 上記1.に定める資金借入額は、次にあげる範囲内の額とします。
  - (イ) 信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金および償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。
  - (ロ) かつ、信託財産の純資産額の100分の10を超えない額の範囲内。
  - (ハ) 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのために借入れた場合については、収益分配金のうち再投資にかかる額の範囲内。
5. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。
6. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
7. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 参考：マザーファンドの約款で定める投資制限 >

投資信託証券への投資

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の指図

デリバティブの直接利用は行いません。

投資信託証券および短期金融商品以外への投資

投資信託証券および短期金融商品以外への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資

約款および規約などにおいてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券であることが記載されていない同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2. 上記の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 公社債の借入れの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### <法令上の投資制限>

##### 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

##### デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。



### 3 【投資リスク】

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて主に有価証券に投資する投資信託証券に投資することにより、主に商品先物取引および公社債等を実質的な投資対象としますので、商品先物取引の価格変動等の影響や、組入公社債の価格下落、組入公社債の発行体の倒産や財政状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### (1) 商品先物取引による運用に伴うリスク

ファンドが実質的に運用を行う商品先物取引の価格は、商品の需給関係等の市場動向、商品指数の値動き、金利動向、干ばつ・洪水等の天候全般、家畜病、禁輸処置、関税、世界経済・政治の動向など特定の業種や商品に関わる様々な要因の影響を受け変動します。また、商品市場は、市場の流動性の不足、投機家の参入、政府の規制等の各種要因により、値動きが一時的に偏向・混乱する場合も考えられます。商品先物市場の変動の影響を受け商品先物取引の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

#### (2) 公社債の価格変動リスク

##### ・金利変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等によって異なります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

##### ・信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

#### (3) 外国証券への投資に伴うリスク

##### ・為替変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産の円貨換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。保有実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

##### ・カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

#### （４）その他のリスクおよび留意点

##### ・組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

##### ・換金に関する制限

1. 信託期間中のルクセンブルグ証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所またはルクセンブルグの銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ルクセンブルグまたはニューヨークの休業日」といいます。詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問合わせください。）には、換金の申込みを受け付けません。
2. 大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。別途、指定投資信託証券の解約制限の影響を受ける場合があります。

##### ・ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

##### ・短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

##### ・収益分配金に関する留意点

ファンドは、決算時に諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益の中から委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益の分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

##### ・信託の途中終了

信託契約の一部解約により、受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

##### ・買付・換金の中止

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）が生じた場合には、受益権の買付・換金の各申込みの受け付けを中止すること、あるいはすでに受け付けた当該申込みの受け付けを取り消すことがあります。

##### ・投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドが実質的に投資を行う市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保

有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

- ・運用体制の変更

ファンドの運用体制は、今後、変更となる場合もあります。

#### (5) リスク管理

- ・運用リスク管理

##### <当社の運用リスク管理>

アナリストおよびファンドマネジャーによる銘柄調査・投資判断のプロセスそのものに、リスク管理の重点を置いています。徹底した投資対象の調査、定性・定量面での十分な評価を行うことによって、信用リスクや価格リスクに問題のある銘柄の組入れを回避します。これに加えて、銘柄数、1銘柄当り保有比率、モデルポートフォリオからの乖離、債券についてはさらに信用格付けやデュレーションなどの定量面についても管理することで、ポートフォリオのリスクをコントロールしています。

計量的な検証としては、リスク管理ツールを随時活用し、意図しないリスクを取っていないか、超過収益獲得に必要なリスクを取っているかなど、ポートフォリオ構築における取引前後のリスク管理を行っています。

##### <シュロージャー・グループ全体の運用リスク管理>

シュロージャー・グループでは、2000年にグループ内STPシステムの一環としてチャールズ・リバー・システムを導入いたしました。このシステムは、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理するものです。投資信託の約款、投資一任契約のお客様から頂いている投資ガイドライン、社内またはグループ内で統一的に定めた社内ルールは、同システム上に設定されます。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信されます。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求されます。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でコンプライアンス部担当者によりモニタリングされています。

- ・内部牽制体制の整備状況

当社では運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注を目指すことで信託財産相互間の公平性を確保しています。

また、各部門が適正に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部が各部門の業務手続きを見直し、エラーや違反が行われた場合には改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、コンプライアンス&リスク管理部のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス&リスク管理部ではまた、各部門に対し定期的にコンプライアンス・セッションを行い、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

- ・内部検査体制

コンプライアンス&リスク管理部は、リスク査定の結果をベースとした年間モニタリング計画に基づいて、運用部門、管理部門や営業部門も含め、各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて各種内部資料をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。

・外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS) 準拠の検証、投資一任契約に係る資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的実施されています。加えて、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に弊社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)とは、IPC(Investment Performance Council)が所管するパフォーマンス基準(資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準)をいいます。

## 4 【手数料等及び税金】

投資家の皆様には、お申込時から換金時または償還時までの間、次のような費用および税金をご負担いただくこととなります。

## お申込時・収益分配時・換金時・償還時にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金	
お申込時	申込手数料	販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の率（注1） 詳しくは販売会社にお問い合わせください。	
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して（注2）	合計10%（注3）
換金時（注4） （解約請求）	所得税および地方税	詳しくは、後記「（5）課税上の取扱い」をご覧ください。	
償還時	所得税および地方税		

（注1）各種の手数料優遇措置が適用されることがありますが、これらの取扱いにつきましては、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。

（注2）お客様の個別元本を基に普通分配金（課税）と特別分配金（非課税）が計算されます。（非課税の特別分配金は元本の払い戻しに相当しますので、分配後に個別元本が修正されます。）

（注3）個人の場合の税率です。詳細は、後記「（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

（注4）換金手数料はかかりません。

## 信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金		
毎日	信託報酬等	純資産総額に応じて年率1.7115%（税抜1.6300%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社、販売会社への配分は次の通り		
		配分（年率）		
		委託会社 0.9975% （税抜0.9500%）	販売会社 0.6825% （税抜0.6500%）	受託会社 0.0315% （税抜0.0300%）
	信託事務の諸費用	上記のほか、マザーファンド受益証券が組入れる投資対象ファンドの合計純資産に対して年率0.23%程度の費用が投資対象ファンドから負担されますので、受益者が実質的に負担する信託報酬等は年率1.9415%（税込）程度となります。 純資産総額に対して年率0.0525%（税抜0.0500%）以内（注5）		

（注5）信託事務の諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。ファンド監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書の作成・印刷・交付費用、有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用、信託約款の作成・印刷・届出費用、運用報告書の作成・印刷・交付費用、公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用、投信振替制度に係る費用および手数料等。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.0525%（税抜0.0500%）を上限としてこれを変更することができます。

上記のほか、借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息等を信託財産でご負担いただきます。（これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）

お客様にご負担いただく費用の総額は、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、記載することができません。

上記の税率は、平成21年12月8日の直近日現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改

正された場合には変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

#### （１）【申込手数料】

販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。

なお、申込代金は、買付価額に申込手数料（消費税等含む）を加算した金額です。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

#### （２）【換金手数料】

ありません。

#### （３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171.15（税抜163）の率を乗じて得た金額とします。なお、信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、また信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。（表中の数値は年率表示、括弧内は税抜表示）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.7115%	0.9975%	0.6825%	0.0315%
(1.6300%)	(0.9500%)	(0.6500%)	(0.0300%)

上記のほか、マザーファンド受益証券が組入れる投資対象ファンドの合計純資産に対して年率0.23%程度の費用が投資対象ファンドから負担されますので、受益者が実質的に負担する信託報酬等は年率1.9415%（税込）程度となります。

#### （４）【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

- 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息
- その他信託事務の処理等に要する諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。

ファンド監査費用

法律顧問・税務顧問への報酬

目論見書の作成・印刷・交付費用

有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用

信託約款の作成・印刷・届出費用

運用報告書の作成・印刷・交付費用

公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用

### 投信振替制度に係る費用および手数料等

委託会社は、上記2.の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%（税抜0.0500%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかにかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.0525%（税抜0.0500%）を上限としてこれを変更することができます。上記2.の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

### （5）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

#### 個人の受益者に対する課税

##### ・収益分配時

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度の適用があります。また、総合課税または申告分離課税を選択し、確定申告をすることもできます。

##### ・解約時および償還時

解約時および償還時の取得価額超過額（取得価額と個別元本額が一致する場合には個別元本超過額）は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。また、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用をすることにより、この譲渡益を申告不要とすることも可能です。平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得（申告分離課税が行なわれるものに限ります。）および株式等の譲渡益等との通算が可能となります。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、受取配当に係る益金不算入制度の適用はありません。

##### ・個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除し

た額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

・収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

上記の税率は、平成21年12月8日の直近日現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。



## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成21年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	243,306,944	100.1
コール・ローン、金銭信託、その他(負債控除後)	-	244,376	0.1
合計(純資産総額)	-	243,062,568	100.0

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2)投資比率は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年9月末日現在)

銘柄名	種類	国名	数量(口)	簿価(円)		評価(円)		投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額	
シュロージャー・コモディティ・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	405,985,223	0.6337	257,259,016	0.5993	243,306,944	100.1

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.1

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

年月日	純資産総額(円)		基準価額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
平成20年11月4日(設定日)	987,715	-	10,000	-
平成21年3月10日(第1期)	125,647,658	125,647,658	7,753	7,753
平成21年9月10日(第2期)	255,693,158	255,693,158	9,029	9,029
平成20年11月末	45,622,223	-	8,758	-
平成20年12月末	102,121,673	-	7,382	-
平成21年1月末	115,489,412	-	7,399	-
平成21年2月末	126,468,675	-	7,699	-
平成21年3月末	142,550,691	-	8,040	-
平成21年4月末	152,316,868	-	8,000	-
平成21年5月末	182,118,247	-	9,036	-
平成21年6月末	210,298,695	-	9,267	-
平成21年7月末	233,334,151	-	9,015	-

平成21年8月末	259,323,252	-	9,201	-
平成21年9月末	243,062,568	-	8,529	-

## 【分配の推移】

計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期	0
第2期	0

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率(分配金込み)(%)
第1期	22.5
第2期	16.5

(注) 収益率は、計算期末の基準価額(分配付の額)から前計算期末の基準価額(分配落ちの額)を控除した額を当該前期末基準価額で除して得た値に100を乗じて得た値。

## &lt;参考：シュロージャー・コモディティ・マザーファンド&gt;

## (1)投資状況

(平成21年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価(円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	13,365,180,740	98.3
コール・ローン、金銭信託、その他(負債控除後)	-	232,287,950	1.7
合計(純資産総額)	-	13,597,468,690	100.0

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(注3) 外貨建資産の円貨については、平成21年9月末日現在のわが国における対顧客電信売買相場の仲値により円貨換算したものです。

## (2)投資資産

## 1. 投資有価証券の主要銘柄

(平成21年9月末日現在)

銘柄名	種類	国名	数量(口)	簿価(円)		評価(円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
シュロージャー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド クラスJ 投資証券	投資証券	ルクセンブルグ	2,216,767	4,965	11,005,649,414	6,029	13,364,302,021	98.29
シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI 投資証券	投資証券	ルクセンブルグ	53	16,374	867,828	16,580	878,719	0.01

(注) 外貨建資産の円貨については、平成21年9月末日現在のわが国における対顧客電信売買相場の仲値により円貨換算したものです。

種類	投資比率(%)
投資証券	98.3

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価額比率です。

## 2. 投資不動産物件

該当事項はありません。

## 3. その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 6【手続等の概要】

### 申込（販売）手続等

#### < 買付申込みの受け付け >

申込期間中における各営業日に受益権の募集が行われます。

##### ・ 受付時間

原則として午後3時（半日営業日の場合は午前11時）まで（販売会社所定の事務手続きが完了したものに限りません。）

##### ・ 買付不可日

買付の申込日がルクセンブルグまたはニューヨークの休業日（詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）に該当する場合には、当該買付の申込みを受け付けません。

##### ・ 買付申込受け付けの中止、取消

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた買付申込の受け付けを取り消すことがあります。

##### ・ コースの選択

申込みには、分配時に分配金を受取る「一般コース」と、分配金が原則として税引き後無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」によりお申込みされる場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい「自動けいぞく投資契約」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みません。）を締結します。

#### < 買付価額と申込金額 >

##### ・ 買付価額：買付申込日の翌営業日の基準価額

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込金額は、買付価額に買付申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等含む）を加算した金額となります。

#### < 申込単位 >

販売会社が定める単位とします。

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 換金（解約）手続等

#### < 一部解約（解約請求） >

##### ・ 受付時間

原則として午後3時（半日営業日の場合は午前11時）まで（販売会社所定の事務手続きが完了したものに限りません。）

- ・ 換金不可日

一部解約の申込日がルクセンブルグまたはニューヨークの休業日（詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）に該当する場合には、当該一部解約の申込みを受付けません。

- ・ 換金申込受付けの中止、取消

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の申込みの受付けを取り消すことがあります。

一部解約の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の申込みを受け付けたものとして計算された価額とします。

- ・ 大口取引の制限

大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。別途、指定投資信託証券の解約制限の影響を受ける場合があります。

< 換金価額 >

換金価額：一部解約の申込日の翌営業日の基準価額

換金代金は、換金価額から換金に係る税金を差し引いた金額となります。

換金代金の受渡日：原則として、一部解約の申込日から起算して6営業日目から

< 換金の申込単位 >

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 7【管理及び運営の概要】

### 資産の評価

#### 1. 基準価額の算出方法

基準価額とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除く。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### （注）ファンドの主な組入資産の評価方法

資産種類	評価方法
投資信託証券	原則として計算時に知りうる直近の日の基準価額により評価

上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

#### 2. 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日に日々計算されます。

#### 3. 基準価額の公表

基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「コモディ」として掲載されます。なお、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。

### 保管

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

### 信託期間

ファンドの信託期間は、平成20年11月4日（当初信託設定日）より平成30年3月12日までとします。

### 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年3月11日から9月10日および9月11日から翌年3月10日までとします。ただし、第1計算期間については平成20年11月4日から平成21年3月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

### 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

### 受益者の権利等

受益者の有する主な権利には、「収益分配金」、「償還金」および「換金」に対する請求権ならびに「買

取請求権」、「帳簿閲覧権」等があります。

その他

## 1. ファンドの償還条項と信託の終了

- (イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、ファンドの受益権の口数が、25億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。
- (ロ) 委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。
- (ハ) 上記(イ)または(ロ)の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合、委託会社は、上記(イ)または(ロ)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ニ) 上記(ハ)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項(ニ)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ホ) 上記(ハ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(ハ)から(ホ)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- (ト) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (チ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「2. 信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (リ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はあらかじめ監督官庁に届出のうえ、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 2. 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその

内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「2.信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項(イ)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する  
場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議  
を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およ  
びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益  
者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益  
権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項(ハ)において  
同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている  
受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみ  
なします。
- (ニ) 上記(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者  
の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ) 上記(ロ)から(ニ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合におい  
て、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示  
をしたときには適用しません。
- (ト) 上記(イ)から(ヘ)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された  
場合にあつても、当該併合にかかるとはならず、又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決  
された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (チ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)から  
(ト)までの規定にしたがいます。

(照会先)

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社

電話 03-5293-1323

(受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで/半日営業日の場合は午前11時まで)

ホームページ <http://www.schroders.co.jp>



## 第2 【財務ハイライト情報】

以下の情報は、投資信託説明書（請求目論見書）の「ファンドの詳細情報4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。

また、監査法人による監査報告書は、投資信託説明書（請求目論見書）の「ファンドの詳細情報4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

シュローダー・コモディティ・ファンド  
1【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成21年3月10日現在)	第2期 (平成21年9月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	126,190,313	257,428,058
未収入金	1,488,076	965,350
流動資産合計	127,678,389	258,393,408
資産合計	127,678,389	258,393,408
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,488,076	965,350
未払受託者報酬	9,666	30,946
未払委託者報酬	516,898	1,652,410
その他未払費用	16,091	51,544
流動負債合計	2,030,731	2,700,250
負債合計	2,030,731	2,700,250
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	162,064,033	283,197,921
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	36,416,375	27,504,763
(分配準備積立金)	-	13,220,891
元本等合計	125,647,658	255,693,158
純資産合計	125,647,658	255,693,158
負債純資産合計	127,678,389	258,393,408

## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自平成20年11月4日 至平成21年3月10日)	第2期 (自平成21年3月11日 至平成21年9月10日)
営業収益		
有価証券売買等損益	5,765,830	23,304,735
営業収益合計	5,765,830	23,304,735
営業費用		
受託者報酬	9,666	30,946
委託者報酬	516,898	1,652,410
その他費用	16,091	51,544
営業費用合計	542,655	1,734,900
営業利益又は営業損失( )	6,308,485	21,569,835
経常利益又は経常損失( )	6,308,485	21,569,835
当期純利益又は当期純損失( )	6,308,485	21,569,835
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,417,061	4,792,406
期首剰余金又は期首欠損金( )	-	36,416,375
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,692,384	13,049,954
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,692,384	13,049,954
剰余金減少額又は欠損金増加額	35,217,335	20,915,771
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	35,217,335	20,915,771
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	36,416,375	27,504,763

## 3 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第1期	第2期
項目	自平成20年11月4日 至平成21年3月10日	自平成21年3月11日 至平成21年9月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

期別	第1期	第2期
項目	[平成21年3月10日現在]	[平成21年9月10日現在]
1. 期首元本額	1,000,000円	162,064,033円
期中追加設定元本額	182,711,818円	185,862,057円
期中解約元本額	21,647,785円	64,728,169円
2. 計算期間末日における受益権の総数	162,064,033口	283,197,921口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は36,416,375円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は27,504,763円であります。

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

期別	第1期 自平成20年11月4日 至平成21年3月10日	第2期 自平成21年3月11日 至平成21年9月10日
項目		
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（269円）及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は269円（1万口当たり0.02円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（363,252円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（12,857,639円）、信託約款に規定される収益調整金（43,477円）及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は13,264,368円（1万口当たり468.38円）ですが、分配を行っておりません。

## （有価証券に関する注記）

第1期（平成21年3月10日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	126,190,313円	4,420,630円
合計	126,190,313円	4,420,630円

第2期（平成21年9月10日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	257,428,058円	18,410,639円
合計	257,428,058円	18,410,639円

## （デリバティブ取引等に関する注記）

第1期（自平成20年11月4日至平成21年3月10日）

該当事項はありません。

第2期（自平成21年3月11日至平成21年9月10日）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第1期（自平成20年11月4日至平成21年3月10日）

該当事項はありません。

第2期（自平成21年3月11日至平成21年9月10日）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報に関する注記）

期別	第1期 [平成21年3月10日現在]	第2期 [平成21年9月10日現在]
項目		
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7753円 (7,753円)	0.9029円 (9,029円)

### 第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (1) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (3) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (4) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として）に支払います。

#### (5) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (6) 受益者に対する特典、受益者名簿、受益者集会

該当事項はありません。

## 第4 【ファンドの詳細情報の項目】

後述の「第三部 ファンドの詳細情報」については、投資信託説明書（請求目論見書）（金融商品取引法第13条および第15条第3項の規定に基づく目論見書。以下、同じ。）に掲載されております。

なお、投資信託説明書（請求目論見書）のご請求は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

また、インターネットでEDINET（エディネット）のホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp>）にアクセスすることによって、ご覧いただくことができます。

投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目は、以下の通りです。

### 第三部 ファンドの詳細情報

#### 第1 ファンドの沿革

#### 第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

#### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1)資産の評価
  - (2)保管
  - (3)信託期間
  - (4)計算期間
  - (5)その他
- 2 受益者の権利等

#### 第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
  - (1)貸借対照表
  - (2)損益及び剰余金計算書
  - (3)注記表
  - (4)附属明細表
- 2 ファンドの現況
  - ・純資産額計算書

#### 第5 設定及び解約の実績



## 第三部 【ファンドの詳細情報】

### 第1 【ファンドの沿革】

平成20年11月4日 信託約款締結、ファンドの設定、運用開始

### 第2 【手続等】

#### 1 【申込(販売)手続等】

##### < 買付申込の受付け >

申込期間中における各営業日に受益権の募集が行われます。

買付申込の受付けは、原則として午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

買付の申込日がルクセンブルグまたはニューヨークの休業日に該当する場合には、当該買付の申込みを受付けません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた買付申込の受付けを取り消すことがあります。

##### < コースの選択 >

申込みには、分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が原則として税引き後無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」によりお申込みされる場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい「自動けいぞく投資契約」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）を締結します。

##### < 買付価額と申込金額 >

買付価額は、買付申込日の翌営業日の基準価額とします。

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込金額は、買付価額に買付申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額となります。

##### < 申込単位 >

販売会社が定める単位とします。

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

##### < 振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録 >

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者

にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

## 2 【換金(解約)手続等】

### < 一部解約（解約請求）>

一部解約の申込みの受付けは、原則として午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

一部解約の申込日がルクセンブルグまたはニューヨークの休業日（詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）に該当する場合には、当該一部解約の申込みを受付けません。

受益者は、一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

なお、大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。別途、指定投資信託証券の解約制限の影響を受ける場合があります。

### < 換金価額 >

換金価額は、一部解約の申込日の翌営業日の基準価額とします。換金代金は、換金価額から換金に係る税金を差し引いた金額となります。

換金代金は、原則として、受益者の請求を受け付けた日から起算して6営業日目から販売会社にて受益者に支払います。

換金価額は、原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

換金価額につきましては、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。

### < 換金の申込単位 >

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### < 振替受益権の振替口座簿への減少の記載または記録 >

換金の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口

数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の申込みを受益者が行うときは、振替受益権をもって行うものとします。

ただし、受益証券をお手許で保有されている場合には、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### 第3 【管理及び運営】

#### 1 【資産管理等の概要】

##### (1) 【資産の評価】

###### 1. 基準価額の算出方法

基準価額とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除く。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（注）ファンドの主な組入資産の評価方法

資産種類	評価方法
投資信託証券	原則として計算時に知りうる直近の日の基準価額により評価

上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

###### 2. 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日に日々計算されます。

###### 3. 基準価額の公表

基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「コモディ」として掲載されます。

なお、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。

##### (2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

##### (3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成20年11月4日（当初信託設定日）より平成30年3月12日までとします。

##### (4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年3月11日から9月10日および9月11日から翌年3月10日までとします。ただし、第1計算期間については平成20年11月4日から平成21年3月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

##### (5) 【その他】

###### 1. ファンドの償還条項と信託の終了

（イ）委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、ファンドの受益権の口数が、25億口を下回る場合となった場合には、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。

（ロ）委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、

またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。

- (ハ) 上記(イ)または(ロ)の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合、委託会社は、上記(イ)または(ロ)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ニ) 上記(ハ)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項(ニ)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ホ) 上記(ハ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(ハ)から(ホ)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- (ト) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (チ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「3. 信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (リ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はあらかじめ監督官庁に届出のうえ、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 2. 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

## 3. 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「3. 信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（（イ）の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項（ハ）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 上記（ロ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ) 上記（ロ）から（ニ）までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト) 上記（イ）から（ヘ）の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (チ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）から（ト）までの規定にしたがいます。

## 4. 公告

受託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 5. 関係法人との契約について

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）の有効期間は、1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、取扱販売会社いずれからも何らの意思表示もないときは、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

## 2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### 収益分配金に対する請求権

1. 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日より起算して5営業日以内）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払われます。なお、4.に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
2. 1.の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
3. 収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、
4. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### 償還金に対する請求権

1. 償還金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して受益権に係る抹消手続きと引き換えに支払われます。
2. 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、
3. 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### 換金（解約）請求権

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位、または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。この場合、受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 一部解約金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
3. 一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

### 買取請求権

信託契約の解約または重大な約款変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の手続に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要（5）その他」の「1. ファンドの償還条項と信託の終了」または「3. 信託約款の変更等」に規定する書面に付記



します。

#### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

#### 受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

#### （照会先）

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社

電話 03-5293-1323

（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで/半日営業日の場合は午前11時まで）

ホームページ <http://www.schroders.co.jp>

#### 第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第1期計算期間(平成20年11月4日から平成21年3月10日まで)については改正前の、第2期計算期間(平成21年3月11日から平成21年9月10日まで)については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、第2期計算期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第31条により、平成20年11月4日から平成21年3月10日までとなっております。
- (3) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成20年11月4日から平成21年3月10日まで)及び第2期計算期間(平成21年3月11日から平成21年9月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

シュロージャー・コモディティ・ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 1 期 (平成21年 3 月10日現在)	第 2 期 (平成21年 9 月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	126,190,313	257,428,058
未収入金	1,488,076	965,350
流動資産合計	127,678,389	258,393,408
資産合計	127,678,389	258,393,408
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,488,076	965,350
未払受託者報酬	9,666	30,946
未払委託者報酬	516,898	1,652,410
その他未払費用	16,091	51,544
流動負債合計	2,030,731	2,700,250
負債合計	2,030,731	2,700,250
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	162,064,033	283,197,921
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	36,416,375	27,504,763
（分配準備積立金）	-	13,220,891
元本等合計	125,647,658	255,693,158
純資産合計	125,647,658	255,693,158
負債純資産合計	127,678,389	258,393,408

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自平成20年11月4日 至平成21年3月10日)	第2期 (自平成21年3月11日 至平成21年9月10日)
営業収益		
有価証券売買等損益	5,765,830	23,304,735
営業収益合計	5,765,830	23,304,735
営業費用		
受託者報酬	9,666	30,946
委託者報酬	516,898	1,652,410
その他費用	16,091	51,544
営業費用合計	542,655	1,734,900
営業利益又は営業損失( )	6,308,485	21,569,835
経常利益又は経常損失( )	6,308,485	21,569,835
当期純利益又は当期純損失( )	6,308,485	21,569,835
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,417,061	4,792,406
期首剰余金又は期首欠損金( )	-	36,416,375
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,692,384	13,049,954
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,692,384	13,049,954
剰余金減少額又は欠損金増加額	35,217,335	20,915,771
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	35,217,335	20,915,771
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	36,416,375	27,504,763

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第1期 自平成20年11月4日 至平成21年3月10日	第2期 自平成21年3月11日 至平成21年9月10日
項目		
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

期別	第1期 [平成21年3月10日現在]	第2期 [平成21年9月10日現在]
項目		
1. 期首元本額	1,000,000円	162,064,033円
期中追加設定元本額	182,711,818円	185,862,057円
期中解約元本額	21,647,785円	64,728,169円
2. 計算期間末における受益権の総数	162,064,033口	283,197,921口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は36,416,375円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は27,504,763円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期別	第1期 自平成20年11月4日 至平成21年3月10日	第2期 自平成21年3月11日 至平成21年9月10日
項目		
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(269円)及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は269円(1万口当たり0.02円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(363,252円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(12,857,639円)、信託約款に規定される収益調整金(43,477円)及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は13,264,368円(1万口当たり468.38円)ですが、分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

第1期(平成21年3月10日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	126,190,313円	4,420,630円
合計	126,190,313円	4,420,630円

第2期(平成21年9月10日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	257,428,058円	18,410,639円
合計	257,428,058円	18,410,639円

(デリバティブ取引等に関する注記)

第1期(自平成20年11月4日至平成21年3月10日)

該当事項はありません。

第2期(自平成21年3月11日至平成21年9月10日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期(自平成20年11月4日至平成21年3月10日)

該当事項はありません。

第2期（自平成21年3月11日 至 平成21年9月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

期別	第1期	第2期
項目	[平成21年3月10日現在]	[平成21年9月10日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7753円 (7,753円)	0.9029円 (9,029円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュロージャー・コモディティ・マザーファンド	406,166,076	257,428,058	
合計		406,166,076	257,428,058	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「シュロージャー・コモディティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュロージャー・コモディティ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### シュロージャー・コモディティ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

対象年月日	注記番号	[平成21年3月10日現在]	[平成21年9月10日現在]
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		-	11,124,348
金銭信託		821,583	806,767
コール・ローン		267,000,000	355,000,000
投資証券		16,935,690,588	14,349,852,883
派生商品評価勘定		-	985,755
未収入金		253,444,994	299,698,331
流動資産合計		17,456,957,165	15,017,468,084
資産合計		17,456,957,165	15,017,468,084
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		2,407,305	2,305
未払解約金		151,614,478	280,404,139
流動負債合計		154,021,783	280,406,444
負債合計		154,021,783	280,406,444

純資産の部			
元本等			
元本		32,063,503,752	23,250,708,380
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		14,760,568,370	8,513,646,740
元本等合計		17,302,935,382	14,737,061,640
純資産合計		17,302,935,382	14,737,061,640
負債純資産合計		17,456,957,165	15,017,468,084

(注)「シュロージャー・コモディティ・マザーファンド」の計算期間は原則として毎年3月11日から翌年3月10日までであり、当該ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成21年3月10日及び平成21年9月10日における同ファンドの状況であります。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

対象期間		
項目	自平成20年11月4日 至平成21年3月10日	自平成21年3月11日 至平成21年9月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	対象年月日	[平成21年3月10日現在]	[平成21年9月10日現在]
1. 期首元本額		37,101,527,156円	32,063,503,752円
期中追加設定元本額		1,581,190,885円	2,947,516,083円
期中解約元本額		6,619,214,289円	11,760,311,455円
元本の内訳 ファンド名			
日興・シュロージャー・ コモディティ・ファンド Aコース(為替ヘッジなし)		28,977,131,916円	20,768,599,504円

日興・シュロージャー・ コモディティ・ファンド Bコース(為替ヘッジあり) シュロージャー・コモディティ・ファンド	2,852,512,842円 233,858,994円	2,075,942,800円 406,166,076円
計	32,063,503,752円	23,250,708,380円
2.対象年月日における受益権の総数	32,063,503,752口	23,250,708,380口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は14,760,568,370円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,513,646,740円であります。

(有価証券に関する注記)

(平成21年3月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	16,935,690,588円	13,802,817,163円
合 計	16,935,690,588円	13,802,817,163円

注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュロージャー・コモディティ・ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(平成21年9月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	14,349,852,883円	2,938,792,462円
合 計	14,349,852,883円	2,938,792,462円

注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュロージャー・コモディティ・ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

項 目	対 象 期 間	自 平成20年11月 4日 至 平成21年 3月10日	自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日
1.取引の内容		当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2.取引に対する取組方針		為替予約取引は、ファンドの運用の効率化を図るため、将来の為替変動リスクの回避目的に限定せずに利用する場合があります。	同左
3.取引の利用目的		為替予約取引は、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。	同左
4.取引に係るリスクの内容		為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスクの管理体制		デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明		取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位:円)

区分	種 類	[平成21年3月10日現在]		
		契約額等		時 価
		うち1年超		
				評 価 損 益



市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	251,012,107	-	253,419,412	2,407,305
合 計		251,012,107	-	253,419,412	2,407,305

(単位：円)

区分	種 類	[平成21年9月10日現在]			
		契約額等		時 価	評 価 損 益
		うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	161,231,611	-	160,248,161	983,450
合 計		161,231,611	-	160,248,161	983,450

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
  - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
  - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成20年11月4日 至 平成21年3月10日)

該当事項はありません。

(自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項 目	対 象 年 月 日	
	[平成21年3月10日現在]	[平成21年9月10日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5396円 (5,396円)	0.6338円 (6,338円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券 面 総 額	評 価 額	備 考
投資証券	米ドル	Schroder Alternative Solutions Commodity Fund J Dis	2,248,643.46	155,628,613.86	
	米ドル 通貨小計	(邦貨換算)	2,248,643.46	(14,348,958,198) 155,628,613.86	

	ユーロ	Schroder International Selection Fund EURO LIQUIDITY I ACC	53.00	6,665.81	
	ユーロ 通貨小計	(邦貨換算)	53.00	(894,685) 6,665.81	
	合計			(14,349,852,883) 14,349,852,883	

注) 1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の金額は円で表示しております。また( )内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%
ユーロ	投資証券 1銘柄	100.0%	0.0%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

（参考）

当ファンドは「シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンド クラスJ投資証券」および「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同投資対象ファンドの投資証券です。投資対象ファンドの状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

#### 投資対象ファンドの状況

投資対象ファンドは、計算期間（「シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンド クラスJ投資証券は平成19年10月1日から平成20年9月30日まで、「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券」は平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）が終了し、ルクセンブルグにおいて現地の法律に基づき財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書（中間決算）の原文の一部を委託会社が翻訳したものであり、中間計算期間末のため独立監査法人による財務書類の監査はを受けておりません。

シュロージャー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンド2009年3月31日  
半期報告書

2009年3月31日現在の貸借対照表

シュロージャー・オルタナティブ・ソリューションズ・  
コモディティ・ファンド  
(米ドル)

**資産**

**投資**

有価証券取得価額	1,326,796,823
未実現評価益(損)	(14,211,075)
<b>有価証券評価額</b>	<b>1,312,585,748</b>

未実現評価益(損)

先物外国為替契約	11,488,154
先物契約	430,653

**1,324,504,555**

銀行預金	160,085,085
引受債権	35,798,069
未収配当金および未収利息	6,637
未収金等	50,004

**総資産**

**1,520,444,350**

**負債**

有価証券買掛債務	15,625,159
償還債務	1,538,062
未払運用手数料	1,178,591
未払配当金	105,906
未払利息	-
商品スワップ評価額	3,760,274
その他未払金	758,191

**総負債**

**22,966,183**

**純資産合計**

**1,497,478,167**

シュローダー・オルタナティブ・  
ソリューションズ・コモディティ・ファンド  
(米ドル)

## 発行済株式

2009年3月31日現在

Class A Acc	4,335,310
Class A Acc (EUR)	-
Class C Acc	2,127,408
Class D Acc	33,522
Class I Acc	1,161,670
Class A Dis	126,901
Class C Dis	73,746
Class J Dis	3,017,467
Class A Acc (CAD hedged)	510
Class C Acc (CAD hedged)	100
Class I Acc (CAD hedged)	100
Class A Acc (CHF hedged)	413,379
Class C Acc (CHF hedged)	335,137
Class I Acc (CHF hedged)	774,118
Class A Acc (SGD hedged)	24,092,815
Class A Acc (EUR hedged)	939,480
Class C Acc (EUR hedged)	809,988
Class I Acc (EUR hedged)	509,055
Class A Acc (GBP hedged)	283,450
Class C Acc (GBP hedged)	70,827
Class I Acc (GBP hedged)	87,212
Class A Dis (GBP hedged)	92,234
Class C Dis (GBP hedged)	123,079

## 一株当たり

## 純資産価額\*

2009年3月31日現在

Class A Acc	96.32
Class A Acc (EUR)	-
Class C Acc	98.66
Class D Acc	94.77
Class I Acc	107.74
Class A Dis	95.12
Class C Dis	98.01
Class J Dis	57.06
Class A Acc (CAD hedged)	79.11
Class C Acc (CAD hedged)	80.86
Class I Acc (CAD hedged)	85.07
Class A Acc (CHF hedged)	60.72
Class C Acc (CHF hedged)	61.34
Class I Acc (CHF hedged)	62.58
Class A Acc (SGD hedged)	6.71
Class A Acc (EUR hedged)	90.07
Class C Acc (EUR hedged)	92.69
Class I Acc (EUR hedged)	100.44
Class A Acc (GBP hedged)	84.07
Class C Acc (GBP hedged)	86.08
Class I Acc (GBP hedged)	90.39
Class A Dis (GBP hedged)	82.72
Class C Dis (GBP hedged)	84.16

\*各クラスの一株当たり純資産価額（NAV）は各クラスの通貨建てで表示しております。

## 2009年3月31日現在の投資有価証券明細表

株式数または元本額	公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産 (%)
<b>株式・持分</b>			
<b>オーストラリア</b>			
243,473	Newcrest Mining	5,529,998	0.37
<b>カナダ</b>			
153,443	Kinross Gold	2,753,807	0.18
172,786	Potash of Saskatchewan	14,132,167	0.94
546,946	Red Back Mining	3,469,833	0.24
961,747	Silver Wheaton	7,578,566	0.51
1,206,378	Uranium Participation	5,987,847	0.40
944,323	Yamana Gold	8,442,248	0.56
<b>マレーシア</b>			
4,600,000	IOI	4,794,953	0.32
<b>韓国</b>			
55,810	Korea Zinc	4,571,606	0.31
<b>スウェーデン</b>			
555,726	Boliden	2,904,792	0.19
<b>イギリス</b>			
1,988,417	Antofagasta	14,239,054	0.95
1,220,139	Fresnillo	7,681,936	0.51
<b>アメリカ合衆国</b>			
68,828	Newmont Mining	3,117,908	0.21
<b>株式・持分合計</b>		<b>85,204,715</b>	<b>5.69</b>
<b>債券</b>			
<b>ジャージー</b>			
254,361	Gold Bullion Securities	22,981,516	1.53
<b>債券合計</b>		<b>22,981,516</b>	<b>1.53</b>
<b>公的取引所への上場承認を受けた譲渡可能証券 および短期金融市場証券の合計</b>		<b>108,186,231</b>	<b>7.22</b>
株式数または元本額	規制市場で取引される以外の 短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産 (%)
<b>アメリカ合衆国</b>			
50,000,000	US Treasury 0% 30/04/2009	49,985,903	3.34
76,000,000	US Treasury 0% 14/05/2009	75,967,278	5.07
20,000,000	US Treasury 0% 21/05/2009	19,998,167	1.34
51,000,000	US Treasury 0% 04/06/2009	50,983,002	3.40
85,000,000	US Treasury 0% 11/06/2009	84,975,742	5.67
130,000,000	US Treasury 0% 18/06/2009	129,949,876	8.68
30,000,000	US Treasury 0% 25/06/2009	29,974,500	2.00
116,000,000	US Treasury 0% 02/07/2009	115,922,277	7.74
71,000,000	US Treasury 0% 23/07/2009	70,935,370	4.74
132,000,000	US Treasury 0% 30/07/2009	131,855,550	8.81
95,000,000	US Treasury 0% 06/08/2009	94,859,319	6.33
75,000,000	US Treasury 0% 13/08/2009	74,899,035	5.00
55,000,000	US Treasury 0% 20/08/2009	54,926,073	3.67
110,000,000	US Treasury 0% 03/09/2009	109,796,613	7.33
68,500,000	US Treasury 0% 10/09/2009	68,392,951	4.57
<b>規制市場で取引される以外の短期金融市場証券の合計</b>		<b>1,163,421,656</b>	<b>77.69</b>

株式数または元本額	その他のオープン・エンド型 集団的投資スキーム	評価額 (米ドル)	純資産 (%)
<b>投資ファンド</b>			
<b>アメリカ合衆国</b>			
		<b>40,977,861</b>	<b>2.74</b>
2,290,350	iShares Silver Trust	29,430,998	1.97
128,327	SPDR Gold Trust	11,546,863	0.77
<b>その他のオープン・エンド型集団的投資スキームの合計</b>		<b>40,977,861</b>	<b>2.74</b>
<b>投資総額</b>		<b>1,312,585,748</b>	<b>87.65</b>
<b>その他の純資産</b>		<b>184,892,419</b>	<b>12.35</b>
<b>純資産総額</b>		<b>1,497,478,167</b>	<b>100.00</b>

## 2009年3月31日現在の財務諸表注記

## 先物外国為替契約明細表

未決済の先物外国為替契約は、該当する契約の未決済期間に適用する先物為替相場を参照し2009年3月31日に評価される。未実現評価益(損)は、貸借対照表に記載されている。2009年3月31日、当ファンドは以下の未決済の先物外国為替契約を締結していた。

買い通貨		売り通貨		満期日	未実現評価益(損)
CAD	59,011	USD	46,500	2009年4月2日	590
CHF	95,526,166	USD	81,277,500	2009年4月2日	2,771,742
EUR	219,401,972	USD	286,315,500	2009年4月2日	6,114,420
GBP	64,094,554	USD	90,043,300	2009年4月2日	1,752,920
SGD	167,380,541	USD	109,475,500	2009年4月2日	730,282
USD	8,889,500	GBP	6,124,354	2009年4月2日	118,200
					<b>USD 11,488,154</b>



## 先物契約明細表

先物契約は2009年3月31日に評価され、営業終了時点で直近の入手可能な価格を反映している。未実現評価益(損)は、貸借対照表に記載されている。2009年3月31日、当ファンドは以下の未決済の先物契約を保有していた。

満期日	数量	契約	通貨	(売り) 買い持ち	市場価格	未実現評価益 (損)
2009年4月	5,010	Brent Crude Future	USD	240,093,584	49.44	7,600,816
2009年4月	2,588	Crude Oil Future	USD	127,459,259	49.69	1,138,461
2009年4月	382	Rapeseed Euro Future	EUR	6,354,348	272.25	(1,538,606)
2009年4月	362	SUGAR 11 (WORLD) Future	USD	5,149,372	12.67	(12,447)
2009年5月	252	Cocoa Future (LIF)	GBP	4,444,100	1,944.00	651,336
2009年5月	685	Coffee 'C' Future	USD	30,411,152	114.70	(947,590)
2009年5月	515	Copper Future	USD	21,785,594	183.85	1,885,093
2009年5月	360	Corn Future	USD	7,742,023	388.25	(753,523)
2009年5月	519	Crude Oil Future	USD	28,041,155	51.39	(1,369,745)
2009年5月	899	Gas Oil Future (ICE)	USD	34,070,365	443.25	5,777,810
2009年5月	1,022	Gasoline RBOB Future	USD	63,130,344	142.43	(1,993,691)
2009年5月	917	Heating Oil Future	USD	54,184,345	140.64	(18,256)
2009年5月	373	LME COPPER Future	USD	34,613,325	4,037.50	3,036,363
2009年5月	768	LME Lead Future	USD	20,887,445	1,243.75	2,992,555
2009年5月	213	LME NICKEL Future	USD	12,739,104	9,560.00	(521,424)
2009年5月	129	LME TIN Future	USD	7,288,500	10,365.00	(603,075)
2009年5月	1,099	LME ZINC Future	USD	34,096,475	1,303.50	1,717,188
2009年5月	58	Silver Future	USD	4,211,905	13.17	(392,605)
2009年5月	1,268	Soybean Future	USD	60,808,959	913.00	(2,924,759)
2009年5月	202	Soybean Oil Future	USD	4,300,176	32.41	(372,084)
2009年5月	701	Wheat Future (CBT)	USD	20,487,892	514.00	(2,472,192)
2009年5月	221	Wheat Future (KCB)	USD	7,068,530	555.25	(933,017)
2009年6月	319	Gold 100 OZ Future	USD	30,468,778	924.30	(983,608)
2009年6月	1,069	LME Lead Future	USD	32,337,250	1,266.35	1,505,954
2009年6月	1,950	SUGAR 11 (WORLD) Future	USD	28,042,282	13.31	1,026,758
2009年7月	258	Cocoa Future	USD	6,789,605	2,603.00	(73,865)
2009年7月	415	Cocoa Future (LIF)	GBP	8,070,251	1,907.00	(223,711)
2009年7月	495	Coffee 'C' Future	USD	22,429,354	116.65	(776,198)
2009年7月	1,590	Corn Future	USD	32,180,726	398.25	(519,851)
2009年7月	101	Palm Oil Future	MYR	4,938,669	1,970.00	9,760
2009年7月	117	Platinum Future	USD	6,523,124	1,134.50	113,701
2009年7月	385	Soybean Future	USD	17,561,602	910.00	(44,102)
2009年7月	678	White Sugar Future (LIF)	USD	13,521,083	391.50	(249,233)
2009年8月	395	Lean Hogs Future	USD	12,175,986	72.53	(717,036)
2009年8月	734	Live Cattle Future	USD	25,324,116	81.28	(1,461,776)
2009年9月	92	Lumber Future	USD	1,981,577	192.20	(36,513)
2009年9月	1,734	White Sugar Future (LIF)	USD	34,566,686	393.80	(424,226)
2009年10月	764	Live Cattle Future	USD	26,918,379	84.95	(957,659)
2009年12月	433	Cocoa Future (LIF)	GBP	8,193,642	1,865.00	(169,275)
2009年12月	618	Corn Future	USD	13,605,960	418.75	(666,585)
2009年12月	461	Wheat Future (CBT)	USD	13,484,711	576.00	(207,911)
2009年12月	837	Wheat Future (KCB)	USD	26,315,280	590.50	(1,602,855)
2010年12月	242	LME ALUM HG Future	USD	15,363,375	1,617.00	(5,580,525)
2010年12月	242	LME ALUM HG Future	USD	(19,487,125)	1,617.00	9,704,275
2010年12月	176	LME COPPER Future	USD	27,255,638	4,042.00	(9,470,837)
2010年12月	35	LME COPPER Future	USD	(4,700,750)	4,042.00	1,164,000
2011年12月	531	LME ALUM HG Future	USD	32,609,550	1,729.00	(9,657,075)
2011年12月	531	LME ALUM HG Future	USD	(42,546,375)	1,729.00	19,593,900
2011年12月	162	LME COPPER Future	USD	26,465,313	4,108.00	(9,827,912)
2011年12月	29	LME COPPER Future	USD	(3,994,750)	4,108.00	1,016,450
					<b>USD</b>	<b>430,653</b>

**スワップ契約明細表**

スワップ契約は2009年3月31日に評価され、営業終了時点で直近の入手可能な価格を反映している。未実現評価益（損）は、貸借対照表に記載されている。2009年3月31日、当ファンドは以下の継続中のスワップ契約を保有していた。

ポジション	詳細	通貨	額面価額	満期日	未実現評価益 (損)
買	Cotton NO.2 Future	USD	40,900,000	2009年4月17日	(1,340,577)
買	Cotton NO.2 Future	USD	21,150,000	2009年6月12日	(2,419,697)
				USD	<b>(3,760,274)</b>

シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・リクイディティ2009年6月30日  
半期報告書

2009年6月30日現在の貸借対照表

シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ(注1) (ユーロ)	
<b>資産</b>	
<b>投資</b>	
有価証券取得価額	1,806,227,570
未実現評価益(損)	(734,987)
<b>有価証券評価額</b>	<b>1,805,492,583</b>
未実現評価益(損)	
先物外国為替契約	-
先物契約	-
利率スワップ	-
トータル・リターン・スワップ	-
	<b>1,805,492,583</b>
銀行預金	340,084
有価証券売掛債権	-
引受債権	9,891,892
未収配当金および未収利息	5,228,556
未収金等	362,999
オプションおよびスワップション時価評価額	-
クレジット・デフォルト・スワップ時価評価額	-
<b>総資産</b>	<b>1,821,316,114</b>
<b>負債</b>	
当座借越	-
有価証券買掛債務	-
償還債務	5,088,429
未払配当金および未払利息	-
未払運用手数料	551,247
その他未払金	320,231
オプション時価評価額	-
クレジット・デフォルト・スワップ時価評価額	-
<b>総負債</b>	<b>5,959,907</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,815,356,207</b>

(注1) 評価額は償却原価を表す。

シュロージャー・インターナショナル・  
セレクション・ファンド・  
ユーロ・リクイディティ  
(ユーロ)

## 純資産価額

2009年6月30日現在

## 発行済株式

2009年6月30日現在

1,815,356,207

Class A Dis	-
Class A Dis (EUR)*	-
Class A Dis (EUR)**	-
Class A Dis (GBP)*	-
Class A Dis (GBP)**	-
Class A Dis (SGD)*	-
Class A Dis (SGD)**	-
Class A Dis (USD)*	-
Class B Dis	-
Class C Dis	-
Class C Dis (GBP)*	-
Class C Dis (GBP)**	-
Class C Dis (USD)**	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class P Dis	-
Class P Dis (EUR)**	-
Class X Dis	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis (EUR)*	-
Class A1 Dis (EUR)**	-
Class A1 Dis (USD)*	-
Class B1 Dis	-
Class B1 Dis (EUR)**	-
Class A Acc	4,185,057
Class A Acc (EUR)*	-
Class A Acc (EUR)**	-
Class A Acc (GBP)*	-
Class A Acc (SGD)*	-
Class A Acc (SGD)**	-
Class A Acc (USD)*	-
Class A Acc (USD)**	-
Class B Acc	3,330,620
Class B Acc (EUR)*	-
Class B Acc (EUR)**	-
Class B Acc (USD)**	-
Class C Acc	4,926,274
Class C Acc (AUD)*	-
Class C Acc (EUR)*	-
Class C Acc (EUR)**	-
Class C Acc (GBP)**	-
Class C Acc (USD)**	-
Class D Acc	-
Class D Acc (EUR)*	-
Class I Acc	1,355,854
Class I Acc (AUD)*	-
Class I Acc (EUR)*	-
Class I Acc (EUR)**	-
Class I Acc (GBP)*	-
Class I Acc (GBP)**	-
Class I Acc (JPY)*	1,239
Class I Acc (SGD)**	-
Class I Acc (USD)**	-

Class J Acc (JPY)*	-
Class A1 Acc	1,141,477
Class A1 Acc (EUR)*	-
Class A1 Acc (EUR)**	-
Class A1 Acc (SGD)**	-
Class A1 Acc (USD)*	-
Class B1 Acc	-
Class B1 Acc (EUR)**	-
Class B1 Acc (USD)*	-

\* 為替ヘッジなしマルチカレンシー・クラス

\*\* 為替ヘッジありマルチカレンシー・クラス

シュロージャー・インターナショナル・  
セレクション・ファンド・  
ユーロ・リクイディティ  
(ユーロ)

一株当たり純資産価額

2009年6月30日現在

Class A Dis	-
Class A Dis (EUR)*	-
Class A Dis (EUR)**	-
Class A Dis (GBP)*	-
Class A Dis (GBP)**	-
Class A Dis (SGD)*	-
Class A Dis (SGD)**	-
Class A Dis (USD)*	-
Class B Dis	-
Class C Dis	-
Class C Dis (GBP)*	-
Class C Dis (GBP)**	-
Class C Dis (USD)**	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class P Dis	-
Class P Dis (EUR)**	-
Class X Dis	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis (EUR)*	-
Class A1 Dis (EUR)**	-
Class A1 Dis (USD)*	-
Class B1 Dis	-
Class B1 Dis (EUR)**	-
Class A Acc	120.63
Class A Acc (EUR)*	-
Class A Acc (EUR)**	-
Class A Acc (GBP)*	-
Class A Acc (SGD)*	-
Class A Acc (SGD)**	-
Class A Acc (USD)*	-
Class A Acc (USD)**	-
Class B Acc	119.72
Class B Acc (EUR)*	-
Class B Acc (EUR)**	-
Class B Acc (USD)**	-
Class C Acc	123.67
Class C Acc (AUD)*	-
Class C Acc (EUR)*	-
Class C Acc (EUR)**	-
Class C Acc (GBP)**	-
Class C Acc (USD)**	-
Class D Acc	-
Class D Acc (EUR)*	-
Class I Acc	125.39
Class I Acc (AUD)*	-
Class I Acc (EUR)*	-
Class I Acc (EUR)**	-
Class I Acc (GBP)*	-
Class I Acc (GBP)**	-
Class I Acc (JPY)*	836.80
Class I Acc (SGD)**	-
Class I Acc (USD)**	-
Class J Acc (JPY)*	-
Class A1 Acc	116.08

Class A1 Acc (EUR)*	-
Class A1 Acc (EUR)**	-
Class A1 Acc (SGD)**	-
Class A1 Acc (USD)*	-
Class B1 Acc	-
Class B1 Acc (EUR)**	-
Class B1 Acc (USD)*	-

\* 為替ヘッジなしマルチカレンシー・クラス

\*\* 為替ヘッジありマルチカレンシー・クラス

## 2009年6月30日現在の投資有価証券明細表

株式数または元本額	公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券	評価額 (ユーロ)	純資産 (%)
<b>オーストラリア</b>		<b>4,486,829</b>	<b>0.25</b>
ユーロ	3,000,000 St George Bank EMTN FRN 10/08/2009	2,995,380	0.17
ユーロ	1,500,000 Westpac Banking EMTN FRN 22/12/2009	1,491,449	0.08
<b>オーストリア</b>		<b>2,903,430</b>	<b>0.16</b>
ユーロ	3,000,000 Erste Bank EMTN FRN 23/11/2010	2,903,430	0.16
<b>ベルギー</b>		<b>9,850,110</b>	<b>0.54</b>
ユーロ	10,000,000 Fortis Bank EMTN FRN 14/05/2010	9,850,110	0.54
<b>ケイマン諸島</b>		<b>2,990,673</b>	<b>0.16</b>
ユーロ	3,000,000 BCP Finance Bank EMTN FRN 20/10/2009	2,990,673	0.16
<b>デンマーク</b>		<b>3,001,596</b>	<b>0.17</b>
ユーロ	3,000,000 Danske Bank EMTN FRN 01/12/2009	3,001,596	0.17
<b>フランス</b>		<b>55,100,731</b>	<b>3.04</b>
ユーロ	17,000,000 BNP Paribas EMTN FRN 14/04/2010	17,047,872	0.94
ユーロ	4,000,000 Caisse Nationale des Caisses d'Epargne et de Prevoyance EMTN FRN 06/08/2010	3,919,160	0.22
ユーロ	13,500,000 Crédit Agricole/London EMTN FRN 15/04/2010	13,535,572	0.75
ユーロ	1,950,000 Crédit Agricole/London EMTN FRN 08/10/2010	1,961,427	0.11
ユーロ	4,000,000 Crédit Agricole/London EMTN FRN 27/04/2012	3,902,512	0.21
ユーロ	5,000,000 Socié t é G é n é r a l e EMTN FRN 15/04/2010	4,983,100	0.27
ユーロ	9,800,000 Socié t é G é n é r a l e EMTN FRN 18/08/2011	9,751,088	0.54
<b>イタリア</b>		<b>14,939,743</b>	<b>0.82</b>
ユーロ	4,000,000 Banco Popolare EMTN FRN 19/10/2009	3,987,552	0.22
ユーロ	7,500,000 UniCredit EMTN FRN 28/05/2010	7,479,968	0.41
ユーロ	3,500,000 UniCredit EMTN FRN 05/07/2010	3,472,223	0.19
<b>オランダ</b>		<b>15,000,972</b>	<b>0.82</b>
ユーロ	14,000,000 ING Bank EMTN FRN 21/05/2010	14,016,800	0.77
ユーロ	1,000,000 KBC Internationale Financieringsmaatschappij EMTN FRN 08/01/2010	984,172	0.05
<b>ノルウェー</b>		<b>12,886,009</b>	<b>0.71</b>
ユーロ	11,000,000 DnB NOR Bank EMTN FRN 07/04/2011	10,943,537	0.60
ユーロ	2,000,000 DnB NOR Bank EMTN FRN 22/11/2011	1,942,472	0.11
<b>ポルトガル</b>		<b>4,915,175</b>	<b>0.27</b>
ユーロ	5,000,000 Banco Espirito Santo EMTN FRN 31/05/2010	4,915,175	0.27
<b>スペイン</b>		<b>14,895,388</b>	<b>0.82</b>
ユーロ	3,000,000 BBVA Senior Finance EMTN FRN 11/01/2010	2,996,310	0.16
ユーロ	10,000,000 Santander International Debt EMTN FRN 28/04/2010	9,921,260	0.55
ユーロ	2,000,000 Santander International Debt EMTN FRN 10/11/2010	1,977,818	0.11
<b>スウェーデン</b>		<b>19,900,328</b>	<b>1.10</b>
ユーロ	9,450,000 Nordea Bank EMTN FRN 27/05/2010	9,452,155	0.52
ユーロ	10,400,000 Svenska Handelsbanken EMTN FRN 18/10/2010	10,448,173	0.58
<b>スイス</b>		<b>24,567,390</b>	<b>1.35</b>
ユーロ	17,000,000 Credit Suisse/London EMTN FRN 08/04/2010	17,026,605	0.94
ユーロ	7,500,000 Roche EMTN FRN 04/03/2010	7,540,785	0.41
<b>イギリス</b>		<b>37,548,483</b>	<b>2.07</b>



ユーロ	12,000,000	Bank of Scotland EMTN FRN 18/08/2010	11,804,676	0.65
ユーロ	13,850,000	Barclays Bank EMTN FRN 25/10/2010	13,906,425	0.77
ユーロ	11,900,000	Clydesdale Bank GMTN FRN 15/09/2009	11,837,382	0.65

**公的取引所への上場承認を受けた  
譲渡可能証券および短期金融市場証券の合計** **222,986,857** **12.28**

株式数または元本額		規制市場で取引される以外の 短期金融市場証券	評価額 (ユーロ)	純資産 (%)
<b>ベルギー</b>			<b>87,817,521</b>	<b>4.84</b>
ユーロ	80,000,000	KBC Bank 0% 28/08/2009	79,839,396	4.40
ユーロ	8,000,000	KBC Bank 0% 18/09/2009	7,978,125	0.44
<b>フランス</b>			<b>241,663,079</b>	<b>13.32</b>
ユーロ	8,000,000	BNP Paribas 0% 02/09/2009	7,986,316	0.44
ユーロ	61,000,000	BNP Paribas 0.98% 06/08/2009	61,000,000	3.36
ユーロ	2,000,000	Crédit Agricole 0% 01/07/2009	2,000,000	0.11
ユーロ	10,000,000	Crédit Agricole 0% 01/09/2009	9,982,823	0.55
ユーロ	55,000,000	Crédit Agricole 0% 09/11/2009	54,763,290	3.02
ユーロ	31,000,000	France Treasury Bill BTF 0% 23/07/2009	30,986,186	1.71
ユーロ	500,000	Société Générale 0% 07/07/2009	499,911	0.03
ユーロ	8,000,000	Société Générale 0% 25/09/2009	7,984,742	0.44
ユーロ	27,000,000	Société Générale 0% 02/11/2009	26,905,145	1.48
ユーロ	40,000,000	Société Générale 0% 01/02/2010	39,554,666	2.18
<b>ドイツ</b>			<b>47,278,107</b>	<b>2.60</b>
ユーロ	4,500,000	Allianz 0% 30/11/2009	4,479,389	0.25
ユーロ	10,000,000	Allianz 0% 02/12/2009	9,953,193	0.55
ユーロ	20,000,000	Allianz 0% 02/12/2009	19,906,387	1.09
ユーロ	13,000,000	Allianz 0% 02/12/2009	12,939,138	0.71
<b>アイルランド</b>			<b>87,772,639</b>	<b>4.84</b>
ユーロ	83,000,000	Intesa Sanpaolo Bank Ireland 0% 28/08/2009	82,783,565	4.56
ユーロ	5,000,000	Intesa Sanpaolo Bank Ireland 0% 22/09/2009	4,989,074	0.28
<b>オランダ</b>			<b>107,474,930</b>	<b>5.92</b>
ユーロ	100,000,000	Dutch Treasury Certificate 0% 17/07/2009	99,982,004	5.51
ユーロ	3,000,000	ING Bank 0% 15/09/2009	2,992,926	0.16
ユーロ	4,500,000	ING Bank 1.86% 04/09/2009	4,500,000	0.25
<b>スペイン</b>			<b>84,865,241</b>	<b>4.67</b>
ユーロ	60,000,000	Banko Bilbao Vizcaya Argentari 0% 12/08/2009	59,874,443	3.30
ユーロ	3,000,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentari 0% 27/08/2009	2,995,262	0.16
ユーロ	2,000,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentari 0% 13/09/2009	1,995,536	0.11
ユーロ	20,000,000	Banko Bilbao Vizcaya Argentari 1.52% 14/10/2009	20,000,000	1.10
<b>スウェーデン</b>			<b>147,487,193</b>	<b>8.12</b>
ユーロ	40,000,000	Nordea Bank 0% 17/07/2009	39,981,560	2.20
ユーロ	20,300,000	Nordea Bank 0% 10/08/2009	20,278,625	1.12
ユーロ	15,000,000	Nordea Bank 0% 28/08/2009	14,977,097	0.83
ユーロ	2,500,000	Nordea Bank 0% 17/09/2009	2,495,243	0.14
ユーロ	60,000,000	Svenska Handelsbanken 0% 08/09/2009	59,808,356	3.28
ユーロ	10,000,000	Svenska Handelsbanken 0% 17/12/2009	9,946,312	0.55
<b>イギリス</b>			<b>778,147,016</b>	<b>42.87</b>
ユーロ	29,000,000	Abbey National Treasury Service 0% 19/08/2009	28,968,487	1.60
ユーロ	5,000,000	Barclays Bank 1.8% 04/09/2009	5,000,000	0.28
ユーロ	44,000,000	Barclays Bank 2.46% 20/07/2009	44,000,000	2.42
ユーロ	35,000,000	Barclays Bank 2.9% 11/01/2010	35,000,000	1.93
ユーロ	500,000	Clydesdale Bank 0% 20/07/2009	499,658	0.03
ユーロ	15,000,000	Clydesdale Bank 1.2% 14/09/2009	15,000,000	0.83
ユーロ	4,500,000	Clydesdale Bank 1.9% 11/08/2009	4,500,000	0.25
ユーロ	35,000,000	Clydesdale Bank 1.95% 25/08/2009	35,000,000	1.93
ユーロ	35,000,000	Clydesdale Bank 2% 03/09/2009	35,000,000	1.93
ユーロ	20,000,000	HSBC Bank 1.75% 06/08/2009	20,000,000	1.10

ユーロ	10,000,000	HSBC Bank 1.75%	11/08/2009	10,000,559	0.55
ユーロ	50,000,000	HSBC Bank 1.75%	28/08/2009	50,003,968	2.75
ユーロ	65,000,000	ING Bank/London 3.28%	22/12/2009	65,000,000	3.58
ユーロ	8,000,000	Lloyds TSB Bank 1.36%	29/12/2009	8,000,000	0.44
ユーロ	16,500,000	Lloyds TSB Bank 1.52%	14/10/2009	16,500,000	0.91
ユーロ	50,000,000	Lloyds TSB Bank 1.66%	10/09/2009	50,000,000	2.75
ユーロ	30,000,000	Nationwide Building Society 0%	13/07/2009	29,972,683	1.65
ユーロ	64,000,000	Nationwide Building Society 1.19%	20/08/2009	64,000,000	3.53
ユーロ	80,000,000	Royal Bank of Scotland 1.43%	30/11/2009	80,000,000	4.41
ユーロ	30,000,000	Royal Bank of Scotland 2.78%	13/01/2010	30,000,000	1.65
ユーロ	74,250,000	Standered Chartered Bank 0%	06/07/2009	74,236,125	4.09
ユーロ	7,000,000	Unicredit/London 1.46%	13/11/2009	7,000,000	0.38
ユーロ	59,000,000	Unicredit/London 1.69%	05/10/2009	59,000,000	3.25
ユーロ	6,500,000	Unicredit/London 2.33%	29/01/2010	6,500,000	0.36
ユーロ	5,000,000	Unicredito Italia/london 0%	24/12/2009	4,965,536	0.27
<b>規制市場で取引される以外の短期金融市場証券の合計</b>				<b>1,582,505,726</b>	<b>87.18</b>
<b>投資総額</b>				<b>1,805,492,583</b>	<b>99.46</b>
<b>その他の純資産</b>				<b>9,863,624</b>	<b>0.54</b>
<b>純資産総額</b>				<b>1,815,356,207</b>	<b>100.00</b>

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成21年9月末日現在 / 単位：円)

資産総額	243,347,504
負債総額	284,936
純資産総額( - )	243,062,568
発行済数量(口)	284,992,818
1口当たり純資産額( / )	0.8529
(1万口当たり純資産額)	(8,529)

参考：マザーファンド

## 純資産額計算書

(平成21年9月末日現在 / 単位：円)

資産総額	13,694,729,176
負債総額	97,260,486
純資産総額( - )	13,597,468,690
発行済数量(口)	22,690,234,780
1口当たり純資産額( / )	0.5993
(1万口当たり純資産額)	(5,993)

## 第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	183,711,818	21,647,785
第2期	185,862,057	64,728,169

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】（本書提出日現在）

- (1) 資本金の額  
委託会社の資本金の額は、金4億9千万円です。
- (2) 発行する株式の総数  
委託会社の発行する株式の総数は、39,200株です。
- (3) 発行済株式数  
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は、9,800株です。
- (4) 直近5か年における資本の額の増減  
該当事項はありません。
- (5) 委託会社の機構  
経営体制

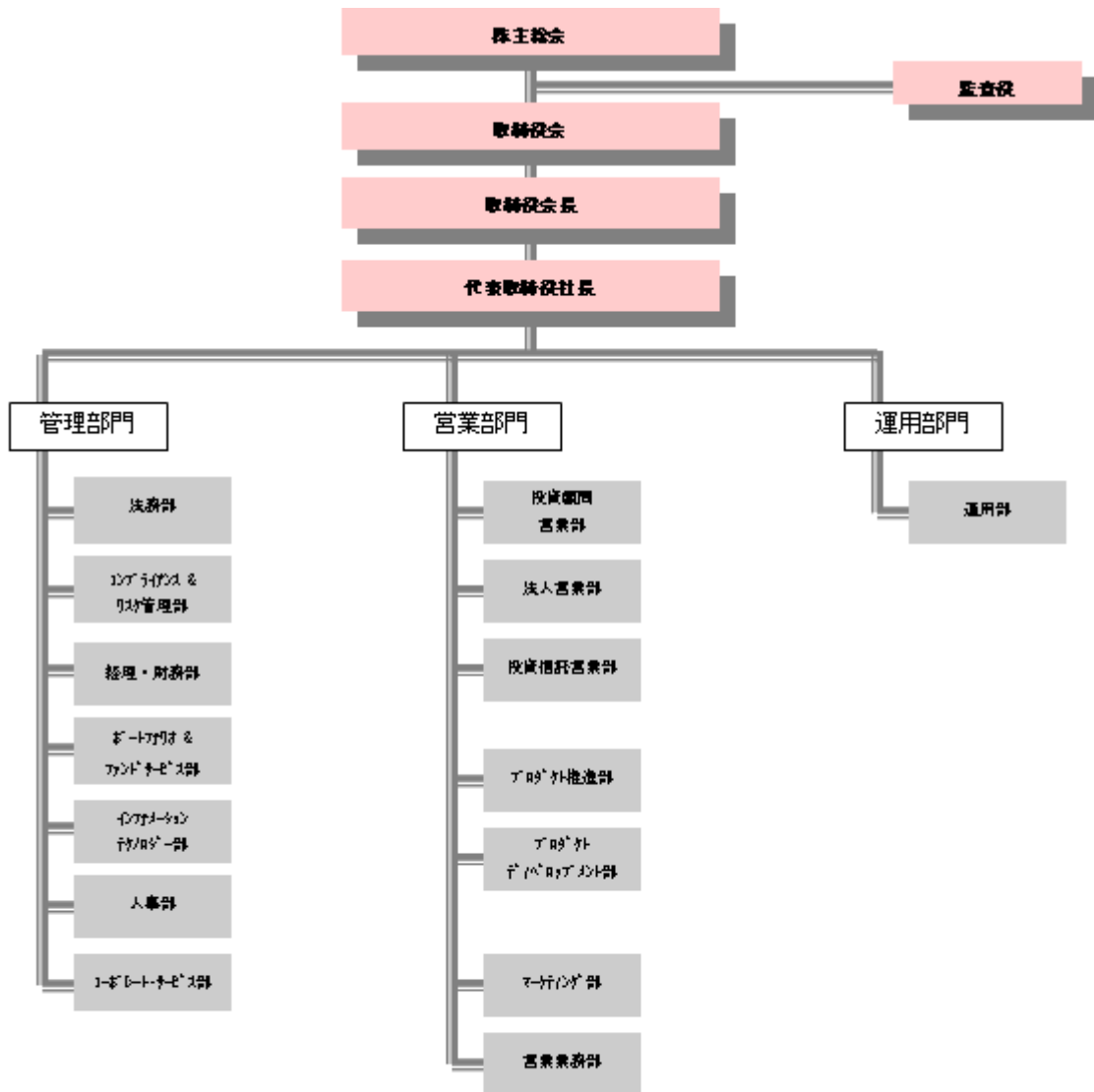
当社業務執行の最高機関としてある取締役会は15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を任命することができます。

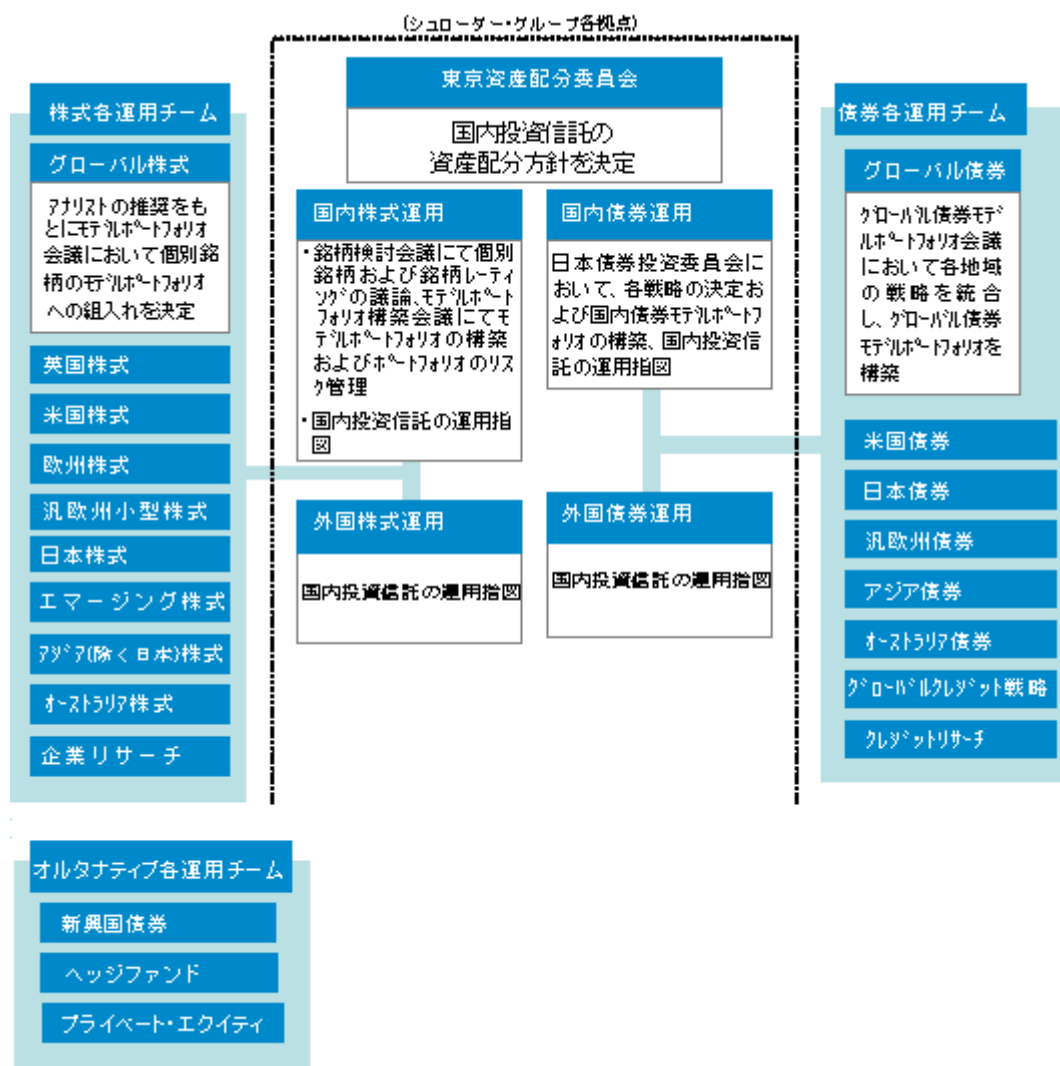
取締役会はその決議をもって、当会社の経営に関するすべての重要事項並びに法令または本定款によって定められた事項を決定します。

取締役会を招集するには、各取締役及び監査役に対し、会日の少なくとも1週間前に招集通知を発しなればなりません。ただし、取締役及び監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合には、代表取締役社長がこれに代わり、代表取締役社長にも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



投資運用の意思決定機構



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。さらに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として有価証券の売買の媒介等に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

平成21年9月末日現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	6	14,470,489,909
追加型株式投資信託	60	372,661,969,643
合計	66	387,132,459,552

### 3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、第17期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第18期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第18期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第17期 (平成20年3月31日)	第18期 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	6,226,664	6,193,111
立替金	-	510
前払費用	103,522	80,113
未収入金	369,424	119,162
未収委託者報酬	895,411	441,824
未収運用受託報酬	1,063,814	361,950
未収還付法人税等	-	655,717
未収還付消費税等	-	22,842
1年内受取予定の長期差入保証金	-	225,214
繰延税金資産	336,049	358,015
<b>流動資産合計</b>	<b>8,994,887</b>	<b>8,458,463</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物附属設備(純額)	*1 55,388	41,311
器具備品(純額)	*1 50,971	50,498
<b>有形固定資産合計</b>	<b>106,359</b>	<b>91,810</b>
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	29,505	24,118
<b>無形固定資産合計</b>	<b>33,205</b>	<b>27,818</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	100,026	-
繰延税金資産	635,940	527,842
長期差入保証金	231,654	13,560
その他投資	1,750	1,550
貸倒引当金	950	950
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>968,421</b>	<b>542,002</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>1,107,987</b>	<b>661,631</b>
<b>資産合計</b>	<b>10,102,874</b>	<b>9,120,095</b>

(単位：千円)

	第17期 (平成20年3月31日)	第18期 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	51,772	45,718
<b>未払金</b>		
未払収益分配金	951	937
未払償還金	45,482	14,645
未払手数料	361,884	168,331
その他未払金	2,131,199	1,736,144
未払費用	138,673	93,487
未払法人税等	56,443	-
未払消費税等	42,842	-
1年内返済予定の長期借入金	*2 -	1,500,000
事務所移転費用引当金	-	221,200
賞与引当金	243,765	166,386
<b>流動負債合計</b>	<b>3,073,015</b>	<b>3,946,852</b>
<b>固定負債</b>		
長期未払金	101,248	24,388
長期未払費用	16,394	32,999
長期借入金	*2 1,500,000	-



退職給付引当金	730,291	597,667
役員退職慰労引当金	3,695	3,532
固定負債合計	2,351,628	658,588
負債合計	5,424,644	4,605,440
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,672,793	3,524,654
利益剰余金合計	3,672,793	3,524,654
株主資本合計	4,662,793	4,514,654
評価・換算差額等合計		
その他有価証券評価差額金	15,436	-
評価・換算差額等合計	15,436	-
純資産合計	4,678,229	4,514,654
負債純資産合計	10,102,874	9,120,095

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第17期	第18期
	自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
営業収益		
委託者報酬	6,159,254	6,220,233
運用受託報酬	3,648,390	1,773,261
その他営業収益	2,887,429	1,789,952
営業収益計	12,695,074	9,783,447
営業費用		
支払手数料	2,526,558	2,678,701
広告宣伝費	288,392	145,118
公告費	514	3,888
調査費		
調査費	514,665	355,459
委託調査費	1,755,474	1,722,638
図書費	4,739	4,882
委託計算費	93,521	91,708
事務委託費	4,928	6,705
営業雑経費		
通信費	36,227	24,665
印刷費	97,436	50,143
協会費	19,050	15,610
諸会費	3,209	3,123
その他営業費用	27,039	9,279
営業費用計	5,371,757	5,111,924
一般管理費		
給料		
役員報酬	525,273	137,027
給料・手当	1,808,975	1,844,125
賞与	873,951	386,529
交際費	13,615	11,587
旅費交通費	90,069	58,171
租税公課	38,377	25,903
不動産賃借料	327,308	344,360
賞与引当金繰入	243,765	166,260

退職給付費用		187,157	121,628
役員退職慰労引当金繰入		19,001	5,186
法定福利費		253,009	263,051
固定資産減価償却費		50,641	48,736
諸経費		1,183,865	887,978
一般管理費計		5,615,012	4,300,549
営業利益		1,708,304	370,973
営業外収益			
受取利息		18,292	34,530
受取保険金		8,663	-
有価証券売却益		-	11,137
時効償還金		-	29,114
雑益		3,940	2,918
営業外収益計		30,895	77,700
営業外費用			
支払利息	*2	15,792	23,869
為替差損		50,758	18,250
事務処理損失		14,421	803
雑損失		2,069	1,817
営業外費用計		83,042	44,740
経常利益		1,656,157	403,933
特別利益			
過年度運用受託報酬	*4	-	109,800
過年度その他営業収益	*5	-	5,742
特別利益計		-	115,543
特別損失			
割増退職金等	*6	-	632,250
事務所移転費用	*7	-	8,500
事務所移転費用引当金繰入	*8	-	221,200
過年度調査費	*3	599,591	20,087
固定資産除却損	*1	3,598	48
特別損失計		603,190	882,087
税引前当期純利益 ( 税引前当期純損失 )		1,052,966	362,610
法人税、住民税及び事業税		711,323	530
過年度法人税等		-	311,724
法人税等調整額		173,868	96,723
法人税等合計		537,455	214,470
当期純利益( 当期純損失)		515,511	148,139

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第17期		第18期	
	自 平成19年4月 1日	至 平成20年3月31日	自 平成20年4月 1日	至 平成21年3月31日
株主資本				
資本金				
前期末残高		490,000		490,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		490,000		490,000
資本剰余金				
資本準備金				
前期末残高		500,000		500,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		500,000		500,000

利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	6,157,287	3,672,793
当期変動額		
剰余金の配当	3,000,005	-
純利益（純損失）	515,511	148,139
当期変動額合計	2,484,493	148,139
当期末残高	3,672,793	3,524,654
株主資本合計		
前期末残高	7,147,287	4,662,793
当期変動額		
剰余金の配当	3,000,005	-
純利益（純損失）	515,511	148,139
当期変動額合計	2,484,493	148,139
当期末残高	4,662,793	4,514,654
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	15,886	15,436
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	450	15,436
当期変動額合計	450	15,436
当期末残高	15,436	-

## 重要な会計方針

項目	第17期	第18期
	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により 処理し、売却原価は、移動平均法により 算定）</p>	<p>その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形 固定資産について、改正後の法人税法に 基づく減価償却の方法に変更して おります。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引 前当期純利益に与える影響額は軽微で あります。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日 以前に取得した資産については、改正前 の法人税法に基づく減価償却の方法の 適用により取得価額の5%に到達した事 業年度の翌事業年度より、取得価額の5% 相当額と備忘価額との差額を5年間にわ たり均等償却し、減価償却費に含めて計 上してあります。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引 前当期純利益に与える影響額は軽微で あります。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除 く） 定率法によっております。</p>

3. 引当金の計上基準	<p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 事務所移転費用引当金 当事業年度において、従来より賃借していた事務所の解約を決定したため、これに係る原状回復工事費用等を見積り計上しております。</p>
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

## (会計処理方法の変更)

<p>第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日</p>	<p>第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日</p>
---	---

	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。</p>
--	--

## (表示方法の変更)

<p>第17期</p> <p>自 平成19年4月 1日</p> <p>至 平成20年3月31日</p>	<p>第18期</p> <p>自 平成20年4月 1日</p> <p>至 平成21年3月31日</p>
	<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「未収運用受託報酬」として計上しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。</p>

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

<p>第17期</p> <p>平成20年3月31日現在</p>	<p>第18期</p> <p>平成21年3月31日現在</p>
<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物附属設備 168,339千円</p> <p>器具備品 256,375千円</p>	<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物附属設備 182,416千円</p> <p>器具備品 279,725千円</p>
<p>*2 関係会社項目</p> <p>固定負債</p> <p>長期借入金 1,500,000千円</p>	<p>*2 関係会社項目</p> <p>流動負債</p> <p>1年内返済予定の長期借入金 1,500,000千円</p>

## (損益計算書関係)

<p>第17期</p> <p>自 平成19年4月 1日</p> <p>至 平成20年3月31日</p>	<p>第18期</p> <p>自 平成20年4月 1日</p> <p>至 平成21年3月31日</p>
<p>*1. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。</p> <p>建物附属設備 2,255千円</p> <p>器具備品 1,343千円</p>	<p>*1. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。</p> <p>器具備品 48千円</p>
<p>*2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>関係会社への支払利息 15,665千円</p>	<p>*2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>関係会社への支払利息 23,816千円</p>
<p>*3. 過年度調査費はグループ会社間の移転価格算定方法を遡及的に変更したことに伴うものであります。</p>	<p>*3. 過年度調査費は、過年度の調査費の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。</p>

\*4. 過年度運用受託報酬は、過年度の運用受託報酬の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。

\*5. 過年度その他営業収益は、過年度のその他営業収益の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。

\*6. 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。

\*7. 事務所移転費用には、事務所移転の事前調査に係る費用等を計上しております。

\*8. 事務所移転費用引当金繰入には、従来より賃借していた事務所の原状回復工事費用等を見積り計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第17期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第16期事業年度末 株式数	第17期事業年度 増加株式数	第17期事業年度 減少株式数	第17期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年 6月27日	普通株式	3,000,005	306,123	平成19年 3月31日	平成19年 6月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第18期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第17期事業年度末 株式数	第18期事業年度 増加株式数	第18期事業年度 減少株式数	第18期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
財務諸表等規則附則（平成19年8月15日内閣府令第65号）第9条第2項2号の規定に基づき、改正前の財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。	改正後の財務諸表等規則第8の6により記載を省略しております。

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	第17期 (平成20年3月31日現在)			第18期 (平成21年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他	73,900	99,947	26,047	-	-	-
小 計	73,900	99,947	26,047	-	-	-
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの その他	100	78	21	-	-	-
小 計	100	78	21	-	-	-
合 計	74,000	100,026	26,026	-	-	-

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第17期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第18期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
85,137	11,205	67

## (デリバティブ取引関係)

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	同左

## (退職給付関係)

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 730,291千円	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 597,667千円
3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 187,157千円	3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 121,628千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用 いております。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

## (税効果会計関係)

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日																																																																
<p>1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金損金算入</td><td></td></tr> <tr><td>  限度超過額</td><td style="text-align: right;">99,188</td></tr> <tr><td>未払事業税否認</td><td style="text-align: right;">2,934</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td style="text-align: right;">574,384</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金</td><td></td></tr> <tr><td>  算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">297,163</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金否認</td><td style="text-align: right;">1,503</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">9,705</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">984,879</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>  投資有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">10,590</td></tr> <tr><td>  その他</td><td style="text-align: right;">2,298</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,888</td></tr> <tr><td>差引：繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">971,989</td></tr> </table>		千円	賞与引当金損金算入		限度超過額	99,188	未払事業税否認	2,934	未払費用否認	574,384	退職給付引当金損金		算入限度超過額	297,163	役員退職慰労引当金否認	1,503	その他	9,705	繰延税金資産合計	984,879	繰延税金負債		投資有価証券評価差額金	10,590	その他	2,298	繰延税金負債合計	12,888	差引：繰延税金資産の純額	971,989	<p>1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金損金算入</td><td></td></tr> <tr><td>  限度超過額</td><td style="text-align: right;">67,702</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td style="text-align: right;">466,037</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金</td><td></td></tr> <tr><td>  算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">243,190</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金否認</td><td style="text-align: right;">1,437</td></tr> <tr><td>未確定債権債務に係る</td><td></td></tr> <tr><td>  為替差損益</td><td style="text-align: right;">53,264</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">5,409</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">76,709</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">913,753</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>  未収還付事業税</td><td style="text-align: right;">25,383</td></tr> <tr><td>  その他</td><td style="text-align: right;">2,512</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27,895</td></tr> <tr><td>差引：繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">885,857</td></tr> </table>		千円	賞与引当金損金算入		限度超過額	67,702	未払費用否認	466,037	退職給付引当金損金		算入限度超過額	243,190	役員退職慰労引当金否認	1,437	未確定債権債務に係る		為替差損益	53,264	その他	5,409	税務上の繰越欠損金	76,709	繰延税金資産合計	913,753	繰延税金負債		未収還付事業税	25,383	その他	2,512	繰延税金負債合計	27,895	差引：繰延税金資産の純額	885,857
	千円																																																																
賞与引当金損金算入																																																																	
限度超過額	99,188																																																																
未払事業税否認	2,934																																																																
未払費用否認	574,384																																																																
退職給付引当金損金																																																																	
算入限度超過額	297,163																																																																
役員退職慰労引当金否認	1,503																																																																
その他	9,705																																																																
繰延税金資産合計	984,879																																																																
繰延税金負債																																																																	
投資有価証券評価差額金	10,590																																																																
その他	2,298																																																																
繰延税金負債合計	12,888																																																																
差引：繰延税金資産の純額	971,989																																																																
	千円																																																																
賞与引当金損金算入																																																																	
限度超過額	67,702																																																																
未払費用否認	466,037																																																																
退職給付引当金損金																																																																	
算入限度超過額	243,190																																																																
役員退職慰労引当金否認	1,437																																																																
未確定債権債務に係る																																																																	
為替差損益	53,264																																																																
その他	5,409																																																																
税務上の繰越欠損金	76,709																																																																
繰延税金資産合計	913,753																																																																
繰延税金負債																																																																	
未収還付事業税	25,383																																																																
その他	2,512																																																																
繰延税金負債合計	27,895																																																																
差引：繰延税金資産の純額	885,857																																																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入   されない項目</td><td style="text-align: right;">10.2%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.1%</td></tr> <tr><td>税効果適用後の法人税等の   負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">51.0%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	交際費等永久に損金に算入 されない項目	10.2%	その他	0.1%	税効果適用後の法人税等の 負担率	51.0%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失となっており、かつ、税務上の課税所得も発生していないため記載を省略しております。</p>																																																								
法定実効税率	40.7%																																																																
交際費等永久に損金に算入 されない項目	10.2%																																																																
その他	0.1%																																																																
税効果適用後の法人税等の 負担率	51.0%																																																																

## ( 関連当事者との取引 )

第17期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

## (1) 親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	イギリス、ロンドン市	537,500 ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	-	-	資金の借入 (注1)  利息の支払 (注1)	千円 1,500,000  15,665	長期 借入金  その他 未払金	千円 1,500,000  3,384

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供していません。

## (2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
									千円		千円



親会社 の子会社	シュロージャー・イン ベストメント・ マネージメント・ リミテッド	イギリス、 ロンドン市	70百万 ポンド	投資運 用業	-	-	投資顧 問契約 の再委 任等	投資顧問 報酬の受取 (注1)	81,404	未収 投資 顧問料	-
								サービス 提供業務 報酬の受取 (注2)	1,453,687	未収 入金	274,654
								情報提供 業務報酬の受 取(注3)	288,694		
								投資顧問 報酬の支払 (注1)	1,253,658	未払金 (その他 未払金)	1,008,741
								調査費の 支払 過年度 調査費の 支払(注3)	284,675 599,591		
								その他 営業費用の 支払(注3)	27,039		
								一般管理費 (諸経費)の 支払(注3)	170,875		
親会社 の子会社	シュロージャー・イン ベストメント・ マネージメント (ルクセンブルク) ・エス・エー	ルクセン ブルク	12,650,000 ユーロ	投資運 用業	-	-	投資顧 問契約 の再委 任等	投資顧問 報酬の受取 (注1)	503,926	未収 投資 顧問料	22,457
								サービス 提供業務 報酬の受取 (注2)	200,166	未収 入金	13,214
								投資顧問 報酬の支払 (注1)	325,921	未払金 (その他 未払金)	115,341
								調査費の 支払(注3)	23,978		

(注1) 各社間の投資顧問報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注2) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

### (3) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	職業	議決権の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
役員	ジョン・ジェラルド・マクロークリン	-	-	当社 取締役	なし	-	-	社宅家賃の 一部負担 (注1)	千円 9,000	-	-
	ディディエ・ドゥヴレース	-	-	当社 取締役	なし	-	-	社宅家賃の 一部負担 (注1)	2,025	-	-

(注1) 社内規定に基づいた額を負担しております。

第18期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。

## 1 関連当事者との取引

### (1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュロダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	イギリス、ロンドン市	537,500ユーロ	持株会社	被所有直接100%	資金の借入	利息の支払(注1)	千円 23,816	長期借入金 その他未払金	千円 1,500,000 2,802

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供していません。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	シュロダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注1)	千円 118,615	未収運用受託報酬	千円 4,214
							サービス提供業務報酬の受取(注2)	810,824	未収入金	73,613
							情報提供業務報酬の受取(注3)	196,325		
							過年度運用受託報酬の受取(注1)	1,344		
							過年度情報提供業務報酬の受取(注3)	5,742		
							運用再委託報酬の支払(注1)	1,223,351	未払金(その他未払金)	811,525
							調査費の支払(注3)	111,246		
							過年度調査費の支払(注3)	20,087		
							その他営業費用の支払(注3)	9,279		
							一般管理費(諸経費)の支払(注3)	83,337		
親会社の子会社	シュロダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	17.1百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任	運用受託報酬の受取(注1)	86,906	未収運用受託報酬	101,625
							過年度運用受託報酬の受取(注1)	108,456		

(注1) 各社間の投資顧問報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注2) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
1株当たり純資産額	477,370円40銭	1株当たり純資産額	460,679円05銭
1株当たり当期純利益	52,603円23銭	1株当たり当期純損失	15,116円23銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	515,511千円	損益計算書上の当期純損失	148,139千円
普通株式に係る当期純利益	515,511千円	普通株式に係る当期純損失	148,139千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株	普通株式の期中平均株式数	9,800株

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更  
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
本書提出日現在において、委託会社およびファンドに重要な影響を与える事実、または予想される事実は発生していません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・ 名称 株式会社りそな銀行
- ・ 資本金の額 279,928百万円（平成21年9月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 指定販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 (平成21年10月1日未現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社三井住友銀行	1,262,959百万円 (平成21年9月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

### 2 【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管、管理、計算等を行います。  
 なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

#### 「再信託受託会社の概要」

・ 名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
・ 設立年月日	平成12年6月20日

・ 資本金の額	51,000百万円(平成21年9月末現在)
・ 事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
・ 銀行免許取得日および信託業務の認可取得日	平成12年7月13日
・ 再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
・ 本店所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号

## （2）指定販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約の実行の請求の受け付け、収益分配金の再投資ならびに償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

日興コーディアル証券株式会社は、日興SMA取引専用のお取扱いとなります。

## 3【資本関係】

### （1）受託会社

該当事項はありません。

### （2）指定販売会社

該当事項はありません。

## 第3【その他】

（1）目論見書の表紙にロゴ・マークやキャッチ・コピー、図案を採用すること、またファンドの形態などを記載することがあります。

（2）目論見書巻末に用語解説等を掲載することがあります。

（3）目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

- (4) 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります。
- (5) 目論見書の冒頭に、リスクおよび手数料等に関する記載をすることがあります。
- (6) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」目論見書の概要として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (7) 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (8) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載する事があります。また、「第二部 ファンド情報」中、「第1 ファンドの状況 5 . 運用状況」の情報の一部をグラフ化し、目論見書中に「運用の状況（概要）」として記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年4月28日

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュロージャー・コモディティ・ファンドの平成20年11月4日から平成21年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュロージャー・コモディティ・ファンドの平成21年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成21年10月27日

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュロージャー・コモディティ・ファンドの平成21年3月11日から平成21年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュロージャー・コモディティ・ファンドの平成21年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

---

平成20年6月27日

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュロージャー証券投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュロージャー証券投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュロージャー証券投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュロージャー証券投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。